

平成31年第1回定例会議事日程（第2号）

平成31年3月7日（木）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 報告第1号 専決処分の報告について（平成28年度～平成30年度 吉富町配水池本体築造工事契約変更）
- 日程第3 報告第2号 専決処分の報告について（平成30年度 公共下水道事業広津上区面整備管渠（第1工区）築造工事契約変更）
- 日程第4 報告第3号 専決処分の報告について（吉富小学校空調設備整備工事契約変更）
- 日程第5 議案第1号 特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 吉富町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第3号 吉富町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第4号 平成30年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 議案第5号 平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第10 議案第6号 平成30年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第7号 平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第8号 平成30年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第9号 平成31年度吉富町一般会計予算について
- 日程第14 議案第10号 平成31年度吉富町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第11号 平成31年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第16 議案第12号 平成31年度吉富町奨学金特別会計予算について
- 日程第17 議案第13号 平成31年度吉富町水道事業会計予算について
- 日程第18 議案第14号 平成31年度吉富町下水道事業会計予算について
- 日程第19 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第20 議案第15号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

平成31年第1回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 平成31年3月7日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 3月7日 10時00分
 応 招 議 員 1番 中家 章智 6番 花畑 明
 2番 山本 定生 7番 是石 利彦
 3番 太田 文則 8番 岸本加代子
 4番 梅津 義信 10番 若山 征洋
 5番 横川 清一
 不 応 招 議 員 9番 丸谷 一秋
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	奥家 照彦
教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	石丸 貴之
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
教 務 課 長	瀬口 直美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しておりますので、これからの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

その前に、皆さん、携帯を持ち込んでいるからはマナーモードにするか、電源を切ってください。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、中家議員、山本議員の2名を指名いたします。

日程第2. 報告第1号 専決処分の報告について（平成28年度～平成30年度 吉富町配水池本体築造工事契約変更）

○議長（若山 征洋君） 日程第2、報告第1号専決処分の報告について（平成28年度～平成30年度 吉富町配水池本体築造工事契約変更）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長、説明。

○上下水道課長（和才 薫君） 議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、指定された町長の専決事項の指定に掲げる議会の議決に付した契約または製造の請負契約を変更する場合に、変更額の累計が500万円以下において増額または減額することについて、別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので同法第180条第2項の規定に基づき報告する。

理由といたしましては、吉富町配水池本体築造工事について、災害時において配水池を緊急給水拠点とするため、不断水分岐弁、仕切弁及び公園内の転落防止柵を追加で取りつけたため、契約額を増額することとしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。

続いて、2ページをお願いいたします。専決処分書でございます。

専決第1号、専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決事項について、次のとおり専決処分する。

平成31年1月30日。

議会の議決に付した契約または製造の請負契約を変更する場合に、変更額の累計が500万円以下において、増額または減額することについて、別紙のとおり増額することと決定する。

工事名です。平成28年度～平成30年度吉富町配水池本体築造工事。

契約金額、6億1,911万9,720円を6億2,015万40円に変更とするもので、130万320円の増額変更契約を西武建設株式会社九州支店と同日付にて行ったものでございます。

詳しい変更内容につきましては、工事の最終段階にて、大規模地震等により、配水池の漏水により町内への配水がストップした場合に、貯留した1トン分の浄水を町民の方にお配りするための仕切弁の規格の変更、及び緊急用蛇口設備の一式、また公園の復旧として、段差が生じたところに転落防止柵を設置したこと、その他、周辺の舗装の面積や交通誘導員の調整等で合計103万320円の最終調整を専決にて増額契約をさせていただきましたことの報告でございます。

説明は以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 以上で、報告説明を終わります。

**日程第3. 報告第2号 専決処分の報告について（平成30年度 公共下水道事業広津上区
面整備管渠（第1工区）築造工事契約変更）**

○議長（若山 征洋君） 次に、日程第3、報告第2号専決処分の報告について（平成30年度公共下水道事業広津上区面整備管渠（第1工区）築造工事契約変更）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。担当課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 議案書の3ページをお願いいたします。

報告第2号、専決処分の報告について。

地方自治法180条第1項の規定により、指定された町長の専決事項の指定に掲げる議会の議決に付した契約または製造の請負契約を変更する場合に、変更額の累計が500万円以下において増額または減額することについて、別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので同法第180条第2項の規定に基づき報告する。

理由です。公共下水道事業広津上区面整備管渠（第1工区）築造工事について、誘導員数及び舗装面積の減少等のため契約額を減額することとしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。

4ページをお願いいたします。

専決第2号、専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決事項に

ついて、次のとおり専決処分する。

平成31年2月13日。

議会の議決に付した契約または製造の請負契約を変更する場合に、変更額の累計が500万円以下において、増額または減額することについて、次のとおり減額することと決定する。

工事名です。平成30年度公共下水道事業広津上区面整備管渠（第1工区）築造工事。

契約金額、5,940万円を5,618万2,680円に変更する。これは、321万7,320円の減額変更を株式会社瀬口組と同日付にて行ったものでございます。

詳細な理由といたしましては、当初設計及び当初契約では、交通誘導員数を工期6カ月間として388名を見ておりましたが、実際の作業期間は4カ月、誘導員数213人ということで、175名の減となり、この分で約314万円の減額。その他としまして、舗装工の減及び暗渠排水の復旧等の増などの少額の増減によりまして、合計321万7,320円の最終変更という形になりました。

以上で、報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 以上で、報告説明を終わります。

日程第4 報告第3号 専決処分の報告について（吉富小学校空調設備整備工事契約変更）

○議長（若山 征洋君） 日程第4、報告第3号専決処分の報告について（吉富小学校空調設備整備工事契約変更）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。教務課長、説明。

○教務課長（瀬口 直美君） 御説明いたします。議案書5ページ、6ページをお願いいたします。

報告第3号、専決処分の報告についてであります。

地方自治法180条第1項の規定により、指定された町長の専決事項の指定に掲げる議会の議決に付した契約または製造の請負契約を変更する場合に、変更額の累計が500万円以下において増額または減額することにつきまして、今回議案書6ページ専決処分書のとおり、平成31年2月15日に吉富小学校空調設備整備工事の契約金額を3,877万2,000円から3,828万4,920円に減額変更する専決処分をしましたので地方自治法第180条第2項の規定に基づきまして報告するものでございます。

今回の契約変更によりまして、48万7,080円の減額となります。

変更の内容といたしましては、今回の吉富小学校空調設備整備工事は、同一区域内の他の工事と受注者が同一であり、工期が重複していることから、近接工事に該当するため、一般管理費等を調整し、契約額を減額したものでございます。

この同一区域内の他の工事は、吉富小学校受変電設備改修工事、受注者は株式会社つねひろ、

代表取締役、恒廣倫光。工期は受変電設備工事が平成30年9月21日から平成31年1月31日。空調設備整備工事が平成30年9月22日から平成31年2月28日までとなっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 以上で、報告説明を終わります。

日程第5. 議案第1号 特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第5、議案第1号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。教務課長、説明。

○教務課長（瀬口 直美君） 御説明いたします。議案書7ページ、8ページと併せまして、資料ナンバー1の1ページの新旧対照表をごらんください。新旧対照表は、右側が現行、左側が改正案で、下線を引いた部分が改正箇所となっております。

議案第1号です。特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、昭和31年条例第47号の一部を次のように改正する。

別表3、1の項中、13万3,600円を16万7,000円に改めるものでございます。これは、指導主事の月額報酬を定めるものです。

指導主事は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、市町村教育委員会の事務局に置かれる職員です。指導主事の業務は、教育課程、学習指導等の専門的事項の指導に関する事務を行うもので、教育に関し、識見を有し、かつ教育課程、学習指導等について教養と経験がある者でなければならないとされております。

現行の報酬額13万3,600円は、平成20年度の設置当初からの報酬額でありまして、当時の算定基準が定かではありませんが、郡内を初め、近隣市町でおおよそ統一して定めたものと思われま。その後、本町においては、10年間改正は行っておりません。その間、社会情勢あるいは年金支給年齢の繰り上げなどが大きく変化しており、教員の再任用制度も導入され、ここ数年は指導主事として働いていただける方を任用するのに苦慮しているところでございます。

そこで、今回指導主事の職務内容と、郡内を初め近隣の報酬額も参考にしまして、吉富町としては、県費教職員の給与表に照らしまして、指導主事の勤務日数が週4日であることを勘案し、県費職員初任給から月額報酬額を16万7,000円ということで算定しまして、今回改定するものでございます。

附則です。この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく御審議、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。また、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっておりますのでよろしくようお願いいたします。

なお、質問者、答弁者の発言は、挙手し、「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

本案に対して御質疑はありませんか。是石議員。先に手を挙げたほうから。

○議員（7番 是石 利彦君） 今、説明があった、平成20年に近隣と合わせながらこの金額を決めたとありました。（「違うちゅうたよ。決めたかどうかわからんって」と呼ぶ者あり）

わからんて言うたんかな。違った。

要するに、10年間何もなかったちゅうことでした。その間、こういう増額というお話がなかったのかどうか。何で今なのか。それも併せて、先ほどの私の解釈がちょっと違った面も併せてお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 先ほどの、まず、10年前にこの金額を定めたものは、近隣の市町のおおよそ統一したということで、思われますということで、ちょっと明確な根拠の書類が見つけておりませんので、ただ、近隣を見たときに、導入当初はほとんどこの金額で、どこもさかれていましたので、そういう協議がなされたというふうに考えております。

この10年間、そういうお話がなかったのかということなのですが、昨年、一昨年あたりから、町の臨時職員等の報酬額を見直したときに、そういう、教育委員会の中でも、この指導主事の報酬についても検討しなければいけないかなというところで、ここ一、二年、近隣の状況も見ながら検討していたところで、今年度、31年度になったというところは、もうこの当初からの改定がないのがほぼ、吉富町と上毛町ぐらいで、上毛町も31年度から改定をして増額するということでしたので、町としましても指導主事の配置を効率的というか有効に進めるために、近隣の状況も見ながら、31年度からの改定とさせていただきます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。わかりましたか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この先ほどの説明で、平成20年度導入時の算定根拠がわからな

い、不明ということやったんですが、ちょっと私もそのときいないんで、ちょっとわからないんですが、そのときは一応、横並びではないかという説明でた。

ちょっとお聞きしたいのが、今回、じゃあこれを増額するに当たり、県の給与表を算定基準としているというんやけど、これ、指導主事、大変責任が重たいというか、大事な役目だと僕は思うんですね。この金額でいいのか、妥当なのかという。

例えば、今回の改定、近隣はやっぱり見合わせたのだと思います。上毛が今回、されるというのは、今追加でお聞きしたんですが、横並びの金額なのか、逆に吉富町はもう少しふやしてはどうなのかというのが1点と、この金額にすると、先ほど、最近指導主事をなかなか採用するのが難しいような話を聞きました。臨時職員も同じだと思うんです、町の場合は。

この金額で十分それなりの方、それなりのと言ったら困ります。本来は、吉富町にとって本当に大事な方が採用できる金額なのか。ちょっとそこを教えてください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。今回、改定するに当たりまして、やはり今後のことも考えて、ある程度の根拠を持った数字で算定をしなければいけないというのが、まず基本的な考えでした。そのときに、県の教職員免許というか、当然、校長先生だったりというところの経験者が来ますので、県の給料表を参考にするというところをまず決めまして、その後、今回16万7,000円ということになりますが、その金額が妥当かというところですが、確かに大事な職務でもありますし、専門的な経験とあるいは知識がある方が、学校に対して指導あるいは助言をしていくところではありますので、これで十分かと言われればもう少し高い金額も検討しましたが、最終的には近隣を見ながらというところでの金額にしました。

当然、職務の内容から見たら、金額的に決してこれで妥当、妥当という考えはあれですが、これでいいというか妥当だということは思っておりませんが、近隣とのバランスも考えてということで、今回はこういう形で改正をさせていただくようにしました。

2点目の質問で、じゃあこの金額になったときに、今後採用というか、任用が可能になるのかというところですけども、そこもはっきり言って私自身はわかりません。この金額だから来ましようという方という、決してお金だけの話ではございませんので、わかりませんが、ただ、その任用に対して、やはり吉富町にとって必要な指導主事ですので、そこが可能になる一つとして金額の改定をさせていただくということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、るる説明を受けて、多分そういう形で今回の設定だろうと思います。

吉富町の場合は1町に1校です、御存じのように。今、教育に大変力をかけています。この部分に関しては、今回はこういう形で計上するけれど、やっぱり必要であれば、ここは増額というものも今後考えてほしい。しかも、今回こういう教育指導主事に来てくださる方は、多分給与面で来る方というのは少ないと思うんです。逆に、給与面で来てもらうような方に来てほしくもないです。そうじゃないとは思いますが、やっぱり最初はこれにしても、今後は、その人の本当に職務に応じて、増額というものを検討できるものなのかどうか。ちょっとそこの辺を教育長、どうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 現在年金が繰り上がりまして、65歳までの間、何とか自力で生活をしようという方がおります。それで、教員の世界も校長をしておりますも教員として再任用されれば、27万円の報酬があるわけでございます。

来年度から、校長としての再任用も認められるようになりました。これは、京築でもたった1人だけですけども、そういう校長の再任用の場合、40万円ほどの金額になります。

こういった再任用の状況を考えてきたときに、精神力、体力が備わっている方は、そちらのほうに行かれる方も多いと思いますけれども、私たちはやはり指導主事という職務の重さから考えて、少しでも質の高い教育指導をしていただける方を求め、今までの額よりも少しでも条件をよくし、こうした県の再任用の状況等に少しでも近づけるような形にしたいという思いでおります。

自分もいろんな方とのお付き合いもございまして、そういった熱意のある方に来ていただくということを考えておるところでございます。

条件は、我々も含め、いいほう皆さんいいに決まっておりますけれども、職務の内容の質の重さ、それから近隣の状況等、総合的に考えてこの金額を設定したというところでございます。

今後とも御協力をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） いいですか。答える、誰か、まだ。はっきりしてください。教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 今、申し上げましたように、さまざまなことを総合的に検討した結果、この金額に落ち着いたということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 大きい声で言ってください。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 近隣の状況を考えてとおっしゃったんですけど、ちなみに上毛町、築上町、豊前市の状況について報告していただきたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） まず、上毛町です。上毛町は、現在13万8,800円ですけども、31年度から本町と同額16万7,000円に改定する予定だということで、多分、今定例

会に上がっているんじゃないかなということで、これは事前に確認しておりますけれど、定かではありませんがそういう方向だということで聞いております。

築上町が、週4日同じ勤務で16万5,230円です。

豊前市は、勤務時間が少し短いです。29時間以内ということで13万4,000円ということになっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） いいですか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） こういった額についてというんですか、近隣の自治体がこういったテーマで話し合うような場というのはないんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 改めて、例えばこういうテーマのもとにということで会議の中ではございませんが、定例に教育長会等もございますので、そういう中で情報は交換しながらということは今回もやってきております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 賛成討論をいたします。

私は、昭和36年5月21日生まれ。私たちの年代は、年金が65歳からもらえる世代でございます。

先ほど、教育長が言われた熱意のある方に来ていただけるためには、少しでもその額に近づきたい、私もまさにそのとおりだと思います。年老いて、前に、体がまだ元気なバイタリティーある世代の方を獲得するためには、よりベターな金額も必要だと思います。

今回の提案は、先ほど教育長言われましたように、よりよい額に対して最善ではないけれども、

よりよい額に近づけたということにおいて私は大きく賛成し、賛成討論の弁といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 特別職の非常勤のものに関する条例ですが、先ほどから質疑を受けた結果、部局のほうが、この金額が妥当ではないが今現在これでやりたいということです。それについては、私も大賛成いたします。

先ほど、私も質問の中で言ったように、これが報酬ありきのような方に来ていただくのではなく、あくまでもやっぱり情熱ある方、町の1町1校である吉富町の特色を生かせるような方に来ていただき、その結果として報酬をまた考えていただけるようお願いを申し上げて賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号特別職の非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第2号 吉富町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第6、議案第2号吉富町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） それでは、議案第2号吉富町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をいたします。

議案書9ページをお願いいたします。

この条例改正は、第8次地方分権一括法の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進

を図るための関係法律の整備に関する法律、平成30年法律第66号により、災害弔慰金の支給に関する法律、昭和48年法律第82号の一部が改正され、同法により年3%と定められている災害援護資金の貸付利率が年3%以内で、条例で定める利率と改正されたことに伴い、被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実を図る必要があるために改正するものであります。

それでは、新旧対照表で御説明をさせていただきます。資料ナンバー1の2ページをごらんください。

吉富町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第14号）の新旧対照表でございます。下線部分が今回の改正部分でございます。

条例第14条の見出し中、利率の次に「及び保証人」を加え、同条中、3%を1.5%に改め、同条に次の2項を加える。

第2項、災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は保証人を立てなければならない。

第3項、前項の保証人は、災害援護資金の貸し付けを受けた者と連携して債務を負担するものとし、その保証債務は令第9条の違約金を包含するものとする。

続きまして、第15条参考中、「、保証人」を削り、第12条を第11条に改める。

次に、議案書10ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。また、経過措置といたしまして、この条例による改正後の災害弔慰金の支給に関する条例第14条及び第15条3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について運用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護金の貸付については、なお従前の例によるものです。

以上で説明を終わります。慎重な御審議の上、御採決よろしくお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

本案に対して御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の説明だと、濟いませんちょっと理解が間違っているかもしれませんが、3%以内にするということなんですね。そうすると、2つ聞きたいんですけど、まず据え置き期間中というのはどのぐらいかということと、あと3%以内ということで、1%ではなく1.5%、つまり1.5%にした根拠というのは何なんですか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 据え置き期間は、この法律が31年4月1日より施行というふうに附則でうたっておりますので、ことしの3月31日までは前の法律に基づいた期間になるということでございます。

それともう1点、1.5%の根拠でございますが、これは国がした東日本大震災の利率が1.5%、今まで3%であったのが1.5%に下がっておりますので、今回改正で3%以内というふうになっておりますので、東日本大震災にならしまして本町の利率を1.5%に変えるものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） わかりましたか。ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号吉富町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第3号 吉富町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第7、議案第3号吉富町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長、説明。

○上下水道課長（和才 薫君） 御説明いたします。議案書の11ページ、12ページ、それと資料ナンバー1の新旧対照表の3ページを併せてごらんください。議案書の12ページでござい

ます。

吉富町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例。吉富町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成25年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号中、「又は水道環境」を削る。

この内容ですが、新旧対照表のアンダーラインを引いているところをごらんください。これは、本町職員を水道布設工事監督者に任命する場合の資格要件の改正であります。上位法令であります技術士法施行規則の一部改正及び水道法施行規則の一部改正により、平成31年4月1日より資格要件の一つである技術士法による第二次試験のうち、上下水道部門に合格した者であることについて、その選択科目である上下水及び工業用水道または水道環境の3つより、水道環境が削除されることに伴い、本条例においても削除するものです。

続いて、附則でございます。（施行期日）第1項、この条例は平成31年4月1日から施行する。（経過措置）第2項、この条例の施行前に行われた技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち、上下水道部門に係るものに合格した者にあつては、選択科目として水道環境を選択した者は、この条例による改正後の吉富町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例第3条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち、上下水道部門に係るものに合格した者であつて選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

この経過措置ですが、これは、改正以前に削除されます水道環境を選択して合格した者については、引き続き上水道及び工業用水道を選択し、合格したものとする内容の経過措置でございます。

説明は以上でございます。慎重な御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。説明は以上です。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

本案に対して御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 簡単に言うと、上水道とか工業用水道、水道環境という3つの科目を選択できると、どれでもよかったということですね。今度は、水道環境はそれに当たらないということでしょうね。

現在は、どういうふうな職員で、こういう指導は、何人資格をお持ちなのか。その影響はどうあるのか、ちょっともう一度お願いします。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） まず、この水道環境というものが削除される流れですが、これは技術士法施行規則の一部改正の理由といたしまして、変化に対応した高い専門性と倫理観を有する技術者の育成確保のため、技術士試験を見直しという、そういった流れで、この水道環境を省くというようなことになっているようでございます。

そして、本町の職員に今現在、水道布設工事監督者というのは1名任命いたしております。

本町の職員がその資格を得るための要件といたしましては、何点かあるんですが、うちの職員としてこの資格を得る可能性があるものでございますが、今回削除されます、この技術士法による二次試験を受けて合格をした方で、1年以上の水道の実務経験がある方、実際はこの職員はおりません。そのほか、大学で土木工学科を卒業した方で技術の実務が2年以上、これは現在庁舎内には2名いらっしゃいます。短大または高専の土木科を卒業して実務が5年以上。高校の土木科を卒業して実務が7年以上、さらに10年以上の技術の実務がある方。これは、役場の中には3名おります。

そのうち、今現在、うちの課に資格のある者として2名が在籍をしており、そのうち1名、経験の長い方を監督者として、今、任命としているという状況でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、いろいろ説明を受けたんですが、とりあえず上位の法改正による改正ということで、この部分はわかりました。町として、今言われたようにやっていく中で、今後、新しく入ってくる方、新規にしろ中途にしろ、可能性はありますが、この法改正による何か影響というのは特にないでしょうか。ちょっとそこだけ教えてください。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 今、現在おる職員については、影響は全くございません。

今後、もしそういった技術的な方を町が採用する場合において、この技術士の二次試験を合格した方で、その水道環境の資格を持っている方が採用される可能性はありますが、ただ経過措置として、これがなくなっても、ほかの資格を持っているとみなすという経過措置をうたっておりますので、何ら影響はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 例えば、上下水道課、今7名おるとします。そのときに、それに対して何名の方がこの技術士法の取得というか、必要なのかという。例えば、1名でよいのか、例えば半分以上必要なのかということ、わかれば教えてください。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） この水道布設工事監督者の設置の根拠でございますが、水道法の12条におきまして、水道事業者は水道の布設工事を自ら施工する場合においては、その職員を指名し、その工事に関する技術上の監督業務を行わせなければならないというふうになっておいて、指名をしているものでございまして、何人を指名しないといけないという決まりはございませんが、当然水道工事を本町でも行っておりますので、最低1人は任命、指名をしておく必要があるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号吉富町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第4号 平成30年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第8、議案第4号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。歳入2ページ、3ページ、4ページ。歳出5ページ、6ページ、7ページ、8ページ。第2表繰越明許費補正。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この繰越明許費の追加と変更についての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、8款2項道路橋梁費、事業名狹隘道路整備促進事業の繰越明許費補正について御説明申し上げます。

平成30年度社会資本整備交付金により、和井田地区並びに別府地区の狹隘道路解消のため、補助事業申請をし、交付金の追加内示を受け、今議会に補正計上させていただいているところですが、法務局図面と現況に差異があり、法務局との調整や抵当権抹消手続等から所有権移転登記に不測の時間を要し、本工事の年度内完了が見込めず、翌年度に繰越明許の措置とさせていただきます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 2の変更について御説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、事業名防災行政無線同報系更新事業、金額、変更前7,905万9,000円、変更後7,800万円でございます。

平成7年度に設置した吉富町防災行政無線の屋外子局9局をデジタル化に変更し、併せて電波出力を1ワットから3ワットに上げる工事でございます。9月の定例町議会の補正予算第1号で工事費、工事監理業務委託料そして設計意図伝達業務委託料の合計7,905万9,000円について、十分な工期を確保するため、平成31年度に明許繰越をするものでございましたが、このうち設計意図伝達業務委託料105万9,000円について、実施設計を受注した業者が工事監理業務を受注したため、設計意図伝達業務が必要なくなったため、その額を減額するものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。9ページ、第3表債務負担行為補正。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この債務負担についての説明を、この事業についての説明を求めます。それと、これ昨年かな、言ったと思うんですけど、この同意債の関係の分は27年、26年、28年、29年と年が違うだけで、中身全くわからなくて、何かこうわかるやつがあったらいいねという話をたしか去年もしたと思うんですけど、そういうものはできんもんなんだろう。ちょっと、その辺の説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。第2表の債務負担行為補正でございます。

こちらにつきましては、吉富町ほか1市中学校組合に対する負担のうち、平成29年度同意債に係る元利償還金といたしまして、限度額6,199万9,000円の計上でございます。

この債務負担行為につきましては、平成29年度の繰り越し事業として実施しました吉富中学校トイレ改修工事に係る費用を起債したことに伴う元利償還金の吉富町負担分について限度額を計上するものでございます。

当該事業は、学校教育施設等整備事業債及び緊急防災減債事業債を活用してじっししており、平成30年度から55年度までの期間で償還をいたします。これの吉富町の負担分の限度額が6,199万9,000円となっておりますので、この金額について債務負担行為で設定するものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ちょっと待って。総務課長、さっき第2表って言わんやったかな。わしの聞き間違えかな。

○教務課長（瀬口 直美君） 濟いません。訂正させていただきます。第3表債務負担行為補正でございます。濟いませんでした。

○議長（若山 征洋君） 奥田課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 続きます、債務負担行為に基づくこの様式、調書の件でのお尋ねだったと思いますが、これにつきましては、総務省令で定める様式を基準として調整すべきものとされ、その基準となる様式は自治法施行規則に示されておるものでございます。

債務負担行為として議決をいただきました事項名どおりに表記する必要がございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それで、例えばこれは当初予算の予算書だけど、ここにずらっとあるわけだ。これ、事項だけで見ると何だろうかと思う。これ、中学校組合なんで、組合議員がわかっておればいいかもしれないんですが、この予算というもののものは町民のもです。町税というのは町民のもです。使う側のものではありません。わかるように書くべきではないかということ。

僕が言っているのは、難しいことを言っているんじゃない。括弧して、例えばこのときのやつはこれですよ、このときのやつはこれですよわかるようにしなければ、使う側が使う、もらう側の住民に説明がこれで行くんですかということをやっている。

今言ったように法律ではこの記載で間違えないのかもしれない。でも、一言括弧で、このときはトイレです、このときはプールですとか、そういうのがあってもいいんじゃないかなというのを、たしか去年も言ったと思うんだけどね。今、言われたのは確かにそれはもう、そのとおりでしょう、法律的にはそうなんでしょう。ただし、これを住民に説明するときに、お金をいただいている、お金をもらっている側に説明するときにこれでいいんですかという話なんだ。そういう

のは考えてもらえないかなというのは前回言ったと思うんだけど、それはどうなのでしょう。ちょっと、もう一度お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 奥田課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 先ほど言いましたように、あくまでも自治省令で定める様式を基準としまして、自治法施行規則に示されている様式どおりで記載するものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員、3回目。

○議員（2番 山本 定生君） 例えば、今の説明、町長どうですか。これは、住民に対しての説明という意味で、ここに括弧して小さく、補足でもいいわけです。何か書くとか、そういうことは考えられませんか。ちょっと、町長のほうはどうお考えでしょうか。もし、仮に町長が、逆にこういうふうな提案を受けたときに、それは当たり前だと言われるのかどうかわかりませんが、町長だとどう考えるでしょうか。ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 私どもは、行政の手順に従って資料等を作成、あるいは公文書を作成しておる。

それについて、今議員さんが言われたように、わかりやすく説明をつける部分も必要ではないかということはわかるんですが、公文書としては必要なもののみを記載する。それに足したり引いたり、なかなかできるものではなかろうというふうに思います。

また、住民の方からお問い合わせがあれば、それについては丁寧に説明していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今のところなんですけど、議論を聞いていて思ったんですけど、では、そのところに例えば括弧とか備考とかを出すことは法律に触れるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 法律に触れる、触れないは、私どもではちょっと判断ができかねます。示されたとおりすることが、我々の仕事だというふうに思っております。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 法律も時代とともに変わっていきますよね。政治というのは、住民が主人公の立場で、私はだんだんよくなっていくものだというふうに思っているんです。

今の同僚議員の質問は、その立場に立てば、やっぱり一人でも多くの人が理解できるような書き方をするのが当然だと思うんです。そうすると、それが法律に触れないものであるのならば、

そういった改善を地方のほうからどんどんやっていって、法律が変わっていくという経過もあると思うんですね。

だから、わかればもう一度、法律に触れるかどうかお答えください。今、町長はわかりかねますとおっしゃったんですけど。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 先ほどお答えをしたとおりであります。

○議長（若山 征洋君） ほかに。（発言する者あり）

総務課長、何か補足ある。企画課長ない。（「答弁したとおりでございます」と呼ぶ者あり）

じゃあ、10ページ。さっきの件は、またちょっと検討課題として置いておいて、10ページ、第4表、地方債補正。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これら、増減の説明を求めるんですが、それと、また同じような答えになるのか知らんけど、住民にはわかるような説明をしない。住民に寄り添った形にないという形で、またこれも言われるのかわからんですけど、前にも言ったけど、これ、起債の目的の部分の起債の書き方と、一番最終ページにいつもくる償還の部分の、何ページだったっけ、今回は、32ページか。32ページにくるこの起債の名称と変わってくるんよね、いつもここで。この説明もお願いしたい。どれがどこに入るのか。

できれば、余計なことは書かれんちゅうて、さっきのところと同じようになるんかな、ここに本当は番号か何かを、32ページの起債漁港施設債なら（1）、公営住宅なら（2）とかあるけど、それを一言書いとって、1と2が入っていますとか、書いてくれるとわかりやすいんやけど、先ほどの説明と同じになるんかもしれんね。

一応ちょっと、この増減の説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 御説明いたします。第4表地方債補正の変更でございます。

まず、公営住宅整備事業債について、補正前の限度額3,510万円を1,120万円減額いたしまして2,390万円とするものでございます。これは、町営別府団地建設事業につきまして、実際の事業費に合わせて、今年度の予算額を減額補正することに伴いまして、財源につきましても調整を行った結果、この町債を減額するというものでございます。

次に、公共事業等債ですが、補正前の限度額970万円を300万円増額いたしまして1,270万円とするものでございます。これにつきましては、先ほど産業建設課長が説明ありましたように、狭隘道路整備事業について、当初見込み額から国庫補助金が追加で交付されることとなったことに伴いまして、補助対象事業費の地方負担額の増額分につきまして、交付税措置があります、この公共事業等債の借り入れを行うために増額をするものでございます。

3つ目、緊急防災減債事業債につきまして、補正前の限度額9,420万円を280万円減額しまして、9,160万円とするものでございます。これは、Jアラートシステム改修の事業、それから防災行政無線更新事業の実施設計の分につきまして、それぞれ事業費が減少したことに伴いまして、起債額を減額するものでございます。

4つ目、水道事業一般会計出資債につきまして、補正前の限度額3,350万円を290万円減額しまして3,060万円とするものでございます。これは、水道企業団における事業費の確定に伴う出資金の減額に合わせまして、財源となるこの起債も減額するというものでございます。

次に、一般単独事業債についてです。補正前の限度額1,350万円を830万円減額しまして520万円とするものでございます。これは、吉富フォーユー会館防水改修事業の事業費の確定による減額に合わせまして町債も減額するものでございます。

最後に、防災対策事業債につきまして、補正前の限度額2,280万円を50万円増額いたしまして2,330万円とするものでございます。これにつきましては、防災行政無線の更新事業、それと緊急防災減債事業債の、その対象とならない部分につきまして、この防災対策債を活用しているんですが、当初は通常の防災基盤整備事業としてということ、75%と見込んでおりました充当額が、デジタル化関連事業等として扱うことが可能となったため、90%の充当が可能になったということで増額をするものでございます。

それから、今回のこの増額分につきましての表が、先ほど議員さん言いましたように、32ページのほうに上がっているものでございます。その32ページの1の普通債のところの(2)公営住宅のところでございますが、補正後のところの当該年度中起債見込み額のところ、これが2,390万円というふうに表示されておりますが、変更前と比べてここが、先ほど言いました公営住宅整備事業債で今回1,120万円の減額をしているということで、この数字が記載されているわけでございます。

次の(3)教育施設のところでございますが、同じく変更後のところが520万円と記載されております。変更前につきまして、ここで830万円の減がされているわけでございます。これが、先ほど言いました吉富町フォーユー会館の防水改修事業の事業費の減によるものでございます。

それから(5)水道施設でございますが、変更後の額で3,060万円と上がっております。前と比べまして290万円の減でございますが、これにつきましては、先ほどの水道事業一般会計出資債の減、これがここに当たるわけでございます。

それから(6)の防災施設でございます。9,500万円ということで記載されております。変更前の額との差210万円がここに当たるわけでございます。

濟いませぬ、ここは2つの事業がまたがっております、緊急防災減債事業債、先ほどのJア

ラートシステムの改修事業と、防災行政無線更新事業の設計分の減額に伴う分というところで、ここの中で210万円がこの減がここに当たるようになっております。

それと、先ほど言いました、最後にあります防災対策事業債の限度額を50万円増にした分と……済いません、訂正します。間違えました。

先ほど言いました緊急防災減債事業債で限度額を9,420万円から260万円減額しというところの、この260万円の減額と、あと、その最後にあります防災対策事業債につきまして、50万円を増額した、これのプラスマイナスを相殺しまして、ここに210万円の、この減になるわけでございます。大変失礼しました。

それから(9)の道路施設でございます。変更後のところが6,310万円、変更前と比べてここに300万円の増があるわけでございますが、これにつきましては、公共事業等債で970万円の限度額を300万円増額しという、この300万円がここに当たるわけでございます。

こういったふうに、第4表とこの32ページの調書の関連は以上でございます。（「これで記載、書けないの。2番、3番って書けないの」と呼ぶ者あり）

この調書につきましても決められた様式でございますので、そこに番号なりを入れるということとは考えてはございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に11ページ、事項別明細書総括歳入、12ページ、同じく総括歳出、歳入の13ページ、14ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 13ページでお願いします。今回、この固定資産税が増額になっているんですが、この増額の理由、この大きく増額になる理由というのがあったら、ちょっとその辺説明してほしいんですけど。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 予算なんですけど、当初の予算の段階で税等も含め、各年度の見込み額につきましては十分に把握した上で、あとその他の財源とのバランスなどを考慮したところで当初予算等は作成しております。

その関係で、税につきましても年間の見込みの額は掴んでいるわけでございますが、その中で当初予算を組むに必要な額を計上し、あと残りにつきましては留保財源として確保しておるわけでございます。

今回、最終の補正予算となりましたことから、そういった留保されておりました分を予算化し

たものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ということは、当初予算のときにこれ、幾らを予算化しておったのかな。今、今回でこれでもう大体10割、100%、もう予定財源全部これで使い切るという形になるのかな。逆に言うと、今言われた説明で行くと、予算化したという形なんで、もともと余裕財源があったということで、多分9割ぐらいで仮に組んだんでしょう。今回、100%にしたんでしょう。じゃあ、見込みはどんな感じ。今のところ、固定資産税とか。それ、税務課長にちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 30年度の固定資産税現年分ですね。現年度分の最終的な見込みは、3億8,334万5,000円としております。それに対して、留保財源は残り約834万5,000円と見込んでおります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ということは、まだ800万円ぐらいは少し、100%じゃないんだな。一応、当初から考えたときの100%であって、あくまでも本来の100%じゃないわけね。わかりました。

それで、今回、田辺三菱さんが先日工場を建てましたね。あれはどういう感じ。今回、入ってくるんだっけ、今年度に。まだ、入ってこないのかな。どうなるんだっけ。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） それは、平成28年度に新規に工場を建てた、その分の。

それは、一部は減免されておりますが、一部は入るものもあります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど固定資産税の件を聞いたんだけど、今度は地方交付税。地方交付税は、前回聞いたときは96%が予算化しているという話だったんだけど、これで100%なのかな。それとも、確定、これは。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今回、地方交付税としまして、補正前の予算額が10億円で、今回8,871万9,000円を増額して、補正後の予算額として10億8,871万9,000円としたものでございます。

これにつきましては、留保財源としておりましたが、最終補正となることから確定額に合わせて、全額確定額に合わせた増額ということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 14ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 民生費負担金の、この減額についてのちょっと説明、減収理由、ちょっとこの説明と、単純な話なんだけど子供が減りよるのかなと、ちょっとわからん、単純に見るとそう見えてしまうのでそこもちょっと説明ください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 児童福祉費負担金が今年度2,641万8,000円の減でございます。この減につきましては、理由といたしまして、年度当初の園児数から途中転出等により32名の園児が減少しております。それと、当初は第3子が無料、まだ申し込みの段階で第3子というふうなことが判明しておりませんでしたので、その第3子無料、町の独自の政策ですね、無料化等により保育料がゼロになった関係で、今回第3子につきましては41名が該当しております。そういった関係で当初から見れば2,000万円程度の減となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 15ページ、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 土木費補助金のところの説明のところの社会資本整備総合交付金の家賃低廉化事業分、これが64万5,000円減額になっているんですけど、普通に考えたらこれ結局、前々からいらっしゃった方が退去されたということかなと思うんですけど、そういう方が何名いらっしゃるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） この分の64万5,000円の減額につきましては、山王住宅17戸と別府団地35戸分の低廉化の分で、所得等により額が確定したことによって、今回64万5,000円の減額。住まれている方が出られたということではなくて、所得の確定により住宅料が決まったことによって、額が確定したことによって64万5,000円、国からの補助が減ったということになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 低廉化のほうは、その年その年で所得も関係してくるんで、これはちょっと厳しい感じ、確定しにくいんですけど、上の町営住宅分のちょっと説明が欲しいんですが、この減額になった理由。この減額の理由と、算定元の対象となったやつは、この町営住宅分はいつどこの建屋の分なのか。ちょっとそこの説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。この分につきましては、住宅の解体工事が今回、額が確定したことによって、入札による執行残により今回、この分が減っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほどのところなんですけど、それはそれでわかりました。しかし、例えば以前からいらっしゃった方が途中で出られた場合も、その低廉化の交付金ですか、これは減りますよね。今現在、幾つか別府団地とか、山王とかあるんですけど、以前からいらした方はもう退去されたという事例というのは、幾つぐらいありますか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。別府団地はまだ、入って退去という事例はございません。山王団地につきましては、平成30年度に2件ほど退去で入れ替わりというふうになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 教育費補助金のところですか。文化財保護費補助金ですか、50万円の減額になっております。説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） こちらにつきましては、29年度から2年間事業で実施しております八幡古表神社の「乾衣祭」の習俗調査に伴う国の補助金でございます。当初予算では、事業費400万円の2分の1ということで、200万円を計上しておりましたが、交付決定額が300万円の2分の1、150万円ということで決定されましたので、それに伴う減額でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 16ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 県補助金の農林水産業費補助金の農業費補助金、農業振興対策事業費補助金と、あとその下の福岡県水産関連事業費補助金。この増減のちょっと説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、まず農業費補助金、農業振興対策事業費補助金の減額311万2,000円についてお答えいたします。

この補助金につきましては、認定農業者が大豆用コンバイン、それから乾燥機、ブロッコリーの移植機をそれぞれ申請をしておりました。ただ、作付面積が事業採択に満たず、補助を受ける

ことができなかつたことから、減額をするものでございます。

次に、水産業費補助金、福岡県水産関連事業費補助金275万円、これにつきましては、航路浚渫に伴う磁気探査、それから溶質試験の対象事業費が550万円に対して、県費補助が2分の1でありますことから、275万円を計上しているものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 17ページ、18ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 寄附金の、ふるさと応援寄附金、ふるさと吉富まちづくり応援寄附金、この説明と、以前も何度も聞いていますけど、検討、検討と言われていたんですけど、お礼と言われるやつ、今、よくテレビでもいろいろ言われていますけど、これについて今回何かされたのか、されていないのかも含めてお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。ふるさと吉富まちづくり応援寄附金でございますが、補正前の予算額1,000円に219万9,000円を増額いたしまして、補正後の予算額を220万円とするものでございます。

この、今年の2月末現在の実績によりまして、今現在220万円の寄附をいただいております。件数は4件でございます。

今後の、いわゆるふるさと納税につきまして、お礼の品はというようなことのお問い合わせでございますが、現在、本町ではお礼の品等の提供はいたしてはおりません。寄附をしていただいた方につきまして、お礼の文書と、あとそれと吉富町を紹介するパンフレットなりを添えたものを郵送しているという形でやっておりますのでございます。

特産品とかいう形のそういった返礼品につきましては、今総務省のほうでかなり厳しく規制がかかっているといえますか、地場産品でないといけないとか、3割を超えてはいけないとかいうようなことになってございます。町の本庁でもこういったことの検討は、今後も進めていこうとは思っています。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 17ページです。これは、教育補助金です。文化財保護費補助金が今、30万円計上されておりますが、先ほどの何ですか、古表様のあれと何か関連しているのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

こちらの県費の補助金の文化財保護費30万円ですが、先ほどの国庫補助の八幡古表神社乾衣

祭の習俗調査の事業費に伴う県の補助金でございます。

県の補助金は、対象限度額が200万円で、2分の1を国と算出しまして、残りの30%ということで県が補助をしてくれるもので30万円、今回増額補正をするものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。是石議員、ページ、ページで質疑をしてくださいね。お願いします。

次に、19ページ。

歳入全般について御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 歳入全般で、一つちょっと疑問に思ったんで教えてほしいんですが、この雑入のページで、たしか9月議会だったか、コンテナハウス、駅前のチャレンジショップか、チャレンジショップの使用料というものが条例可決前の分に関しては雑入ではないかということで、たしか我々は指摘したと思うんですが、これもう多分3月、最終の、今、先ほどから説明があるように、ここで最後の調整をかけるための今回補正だと私は思うんです、通常であれば。あとはもう、決算になると思いますから、本来はここで財源更正など、組み替えするとか、一旦この雑入で上げて本来の使用料に変えるとか、何かこういう処理がここで必要じゃないのかなと僕は思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。財政部局としてどうなんですか。これはもう、健全な予算書と、よろしいんでしょうか、そういう形で。（「法令にのっとって」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 雑入につきましては、現在各担当課から雑入として上げるべきものの補正につきまして、こういうふうにとまとめたものでございます。これ以外にも、決算の中で上がってくる雑入もあろうかとは思いますが。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） いいですか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今のところなんですけども、私も同じようなことを考えたんですけど、担当としてはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。条例を提案したときに、そういった御指摘を確かに受けました。そうすべきだったのか、現状のままでよかったのかという検討した結果、現状のまま使用料としてさせていただくという判断にさせていただきました。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ということは、先ほど財政部局が言われたように、決算でこう、そういう形ではなくて今、担当部局から言うと、もうこのまま使用料で行くということで、9月以前は法にのっとっていない予算の計上の仕方そのまま吉富町は行くということでよろしいのかな。ちょっと、財政部局どう思います。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 担当課の判断に委ねているところがございますので、担当課のほうにお聞きしていただきたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） どうしても、これはもう聞いても水掛け論だろうね。総務としてどうなの。法的には問題はないわけ。

先ほどから、法にのっとった形でしかできませんという話をしていますよね。今度、逆ですよ。法にのっとって間違いはないのですか。よろしいんですか。

私たちは、別にけちをつけているんじゃない。前回も言いました。先に雑入で上げておいて、条例が通ったときに変えればどうですかという話でした。今回もそうやって最後に、前回こうやったんだな、今回組み替えたとなれば何の問題もないと思うんです。それを決算で持ってくるかのような言い方だったんで、聞いたら違いますと、決算でもこのまま違ったとおりでやりますということなので、法的にはどうなんですか。

○議長（若山 征洋君） どこが答えるの。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。そのときもいろいろ議論をしましたけども、契約を交わして納入をしておりますので、特に問題ないというふうに私も言った記憶があるんですが、それを雑入に入れるのか、使用料に入れるのかということについて法的にどうなのかというのは、ここで正しい、正しくないというのはちょっと答えかねます。ただ、契約に基づいて徴収したということは間違いないと、法には間違っていないというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） ちょっと私の記憶が間違っているかもしれないんですけど、決算委員会のときにいろいろ問題になったときに、総務課長、何か調べてくださって、好ましくないというような返答じゃなかったかと思うんですけど、その点どうなんですか。（「法令違反じゃないけれど、財政上は好ましくない」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今のやり取りにつきまして、ちょっと記憶が定かでないんですけど、もう一度ちょっと調べさせていただいて、お答えさせていただきたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩いたします。再開は40分の予定です。

午前11時31分休憩

.....

午前11時40分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

休憩前のことで総務課長より。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

結論から申しますと、法的には問題ないということでございます。ちょっと短時間の間だったので、ちょっと十分時間をとって、もっと詳しい内容を調べたほうが、もっとより丁寧な説明になるかと思うんですけども、逐条解説の中にも、予算区分のいかんによって受ける制限はさほど重要ではなく、歳入歳出予算の区分は単に収入をいかに整理、区分するかどうか過ぎないとされるというような逐条解説が載っております。法的には問題ないというふうに判断をいたしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 法的には問題ないと、今言いますけど、条例によるその使用料じやなかったわけでしょう。それ、法令に反していたわけですから、だからこそ条例を通してくださいと、お願いしますと、今回だけはということだったと思います。それ、ごまかしたらいかんですよ。

だから、これについては、何かこう一言あるべきと思います。（「法令で問題ないんだという」「一言、言うとかないかん」と呼ぶ者あり）

次、行きます。もう一つ。

○議長（若山 征洋君） どうぞ。

○議員（7番 是石 利彦君） ここに、雑入のところですか。宝くじ交付金ですか、これが413万9,000円とあります。これは説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。雑入のところでございますが、これは、新市町村振興宝くじ交付金でございまして、補正の予算は組んでございませんでした。今回、この分が413万9,000円ということで、交付されるということになりましたので、補正予算を組みまして413万9,000円ということで計上しているところでございます。

これは、オータムジャンボの収益金が福岡県から財団法人福岡県市町村振興協会に交付され、それが町に交付されるものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ということは、皆さんのところ、市町村に配られたと、そういうことでいいんですね。こちらから申請した、何かの事業があるから申請したわけじゃないんですね。それだけです。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） これにつきましては、交付額の通知というのが来るわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 次に、いいですか。歳出、20ページから。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほどの歳入のところでも聞いた形で、法によると問題はないと、区分に関しては問題がないという総務の説明でした。

その前、僕がたしか債務負担行為とか起債のところでも聞いたときは、法にのっとって書くように決まっていると言われていた。何か法律は難しい、矛盾しているなど思いながら、ちょっと職員のストレスチェックについてお聞きしたいんですが、これ、もう今回減額になっているので、確定したからだと思うんですね。今年度何名ぐらい受けられて、何か問題はなかったのか、ちょっとそこをお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

対象者が103名でございます。回答率が、ごめんなさい、ちょっとインターネットによる回答と紙による回答がちょっと分かれていますので、ちょっと別々で回答させていただきます。

インターネットによる対象者が79人で、回答率が77.2%。紙による対象者が24人で回答率が91.7%となっております。

それについて、内容については、これはもう全体的にどのようなものだったかというふうな回答しか私たちはわかりません。部門別です、総務・企画部門、あるいは福祉部門、あるいは教育部門といったような部門別に平均でこうだったという回答を私たちが得ているところです。

それによりますと、特に高ストレスな部門はなかったということになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そうなんだなという感じでしかないんですけど、ちょっと今、これ今までわからなかった、今ちょっときいてびっくりしたんですけど、ネットによる人が103名中79名で77.2%で、紙による方が24名で91.7%という、この率がちょっと僕、計算が

わからないんだけど、ネットを使えるような職員を選んだ中の77.2%、ちょっとネットができない年代層の方を最初からもう、紙ベースのアンケートにしておいて、そのうちの91.7%ちゅう意味なのか、ちょっとこの率が、今聞いてわからなかったのも、ちょっとそこを説明してください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） インターネットを使用する職員は、自分のメールアドレスを持っている職員です。

紙でする人は、メールアドレスがない、嘱託職員とかです。臨時職員とか、そういった方です。それとあと、出先機関に出ている職員とかがなっています。

基本的にはインターネットでするというふうになってはいますが、どうしてもない人については、もう紙でさせていただいているというところがございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） インターネットの79名のうちの回答率が77.2%ということは、全員がストレスチェックを受けていないということなんですか。併せて、その紙のほうも91.7%ということ。そういうことなんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） このストレスチェックというのはセルフケアというところが主な視点になっておりますので、もちろん総務とすれば、必ずといたしますか、ストレスチェックは年1回受けて、自分の健康状態を把握してくださいということで、勧奨はしています。

ただ、受けない人についても私たちは判断できない、誰が受けていないかというのわかりませんし、ただ受けてくださいと言った結果、77.2%だったということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 21ページ。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 企画費のところですか。企業立地奨励金、定住化奨励金減額されておりますが、これ努力をした結果だろうと思うんですが、なぜ減るんでしょうか。何がまずかつたんでしょうか。まずくないんですか。そのことをちょっと説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。まず、企業立地奨励金でございます。今回、532万3,000円の減額補正をさせていただいております。これは、吉富町企業立地促進条例に基づき、奨励金を交付しておるものでございます。

当初予算の段階は、予算編成時に次の年度の固定資産税額が確定していないため、平成29年

度の交付額の見込みで計上しておりました。今回、30年度の交付額に基づきまして奨励金を算定したことによる補正でございます。そこで、差が出ておるわけでございます。

次に、定住化奨励金で21万5,000円の減額でございます。

濟いませぬ、以上でございます。（「定住化も聞いておる」「定住化、聞かれましたか」「聞いたよ」と呼ぶ者あり）

濟いませぬ。定住化奨励金でございますが21万5,000円の減額補正でございます。これは、吉富町定住化促進条例に基づきまして、自己が住むための新築屋の建てかえや購入をした家屋及び土地の固定資産税相当額を奨励金として3年間交付するのでもございます。

今回、30年度の固定資産税の課税により、奨励金額が決定したことによりまして、この金額、決定した金額に基づく計算をしまして、今回の補正をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 22ページ。

○議員（2番 山本 定生君） 議長、21ページお願いします。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 新婚家庭新生活応援補助金、この減額についての説明を求めんですが、この余った部分は、これ県補助で受ける部分と町単費で受ける部分があったと思うんですが、この余ったというのはどっちの対象者が余る形になるのか。ちょっとその辺も説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。新婚家庭新生活応援補助金でございますが、補正前の予算額としましては1,008万円といことで、それに今回補正で322万7,000円を減額補正をいたしまして、補正後の額として685万3,000円とするものでございます。

今回、これだけの差が出たといひますか、減額になっている理由なんでございますが、当初の予算を組んだ段階で更新分の件数を多目に見込んでおりましたこととか、あと転出や離婚などの原因により、交付の取り消しが数件あったこと、あと新規分におきましては、最初に見込んでおりました件数よりも実際30年度、多少申請が少なかったというふうなことでこういった減額になっておるものでございます。

この中で、当然県の補助金の対象になる分につきましても、それに見合う分が減額になっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それで、ちょっと今聞きたかったのが、予算のときにたしか

30件分で計上するというようなことを聞いてたと思うんです。残りこのうちの18件が単費の対象とか言ってたんで、どっちがどうなのか、ちょっとそこを教えてください。

県補助の方が何件、町単でしたほうの方が何件、30件のうち結局何件やったのか、ちょっとそこを教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 今、県補助の分と町単独の分についての資料がここにございませんで、あとで確認させて報告とさせていただきたいと思います。済いません。

○議長（若山 征洋君） 次、22ページ、23ページ、24ページ。（「23ページ」と呼ぶ者あり）

23ページ、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 3目の19節福岡県介護保険広域連合負担金が減額で1,100万円上がっていますけれども、これ説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。この分につきましては、広域介護保険連合が額の見込み、年度当初提示されたやつから今回確定ということで、額の変更確定が来ましたので、それに伴う減額となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） ちょっとよくわからないんですけども、結局その広域連合のほうから返してもらったということですよ。そうすると、広域連合は幾つかの自治体が入っているので、それぞれに返しているということなんですか。つまり、事業がそんなにお金が必要じゃなかった。それで、どこにでも、うちにも返してもらっているようにほかの加入自治体に返してもらっているというふうに考えていいんですか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。この件につきましては、それぞれの町、市でかかった分だけ広域連合に返すということになっておりますので、うちの場合は今回そこまでかからなかったから1,000万円の減になったということで、ほかの町については私たちにはそのデータが来ておりませんので、情報等は分からない状況にあります。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） となると、介護保険の利用が少なかったというふうに理解していいんですか。ほかにも負担金なのでほかの負担もあるかと思うんですけども、利用が少なかったというふうなことが大きな理由として考えていいのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。今回、広域介護から提示されたのは、介護給付費等が減額になったということで、町でそこまで介護の費用がかからなかったということで減額の提示が来ております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 同じところですか。23ページ。

4目の介護予防費の中で、負担金補助で介護予防日常生活支援総合事業費補助金というのが、今回60万円という減額になっている。この60万円というのは、たしかこの事業費の中には何かいろいろとあるんだよね。サロンとかヘルパーとか、介護予防活動とか地域支え合い何とかって、そうしたらこの60万円という金額がぴったしなんで、このちょっと減額になった理由があったらお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。この60万円の介護費用の負担金、60万円の減額につきましては、地域支え合い活動支援事業補助金として、平成30年1月より吉富支え合い隊という協議体を立ち上げております。この中で、この協議体が自分たちで組織を立ち上げるという機運がありましたので、当初予算60万円計上しておりましたが、この協議体の中の話し合いで、まだ自主組織の運営についてはちょっと厳しい、町のほうにお願いしたいということがございましたので、当初の60万円そのままが今回減額の理由となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それで、今言った地域支え合い隊とかいうのを組織するという、あれどうなるのかな、あそこの包括支援センターが窓口、窓口というか——で活動している分なかな。社会福祉協議会がやっているほうなんか、どっちなのかちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。地域包括支援センターが窓口となって、毎月1回、社会福祉協議会のほうで協議を行っております。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほどのところと同じ3目の扶助費の介護手当に関してなんですけど、これ減額補正なんですけど、先日介護手当というのを知らない方がいたんですよ。申請すればその手当を受けられるのに知らなかった方がいらっしやったので、この介護手当についての、何ていうんですか、知らせる、どんなふうにして知らせておられるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） この通知にいたりましては、ホームページや広報等でお知らせをしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） まず、ホームページを見ない方、いらっしゃいますよね。それから、広報も見落とす方がいらっしゃると思うんです。こんなに小さな町なので、該当者というのはそんなにめちゃくちゃ多い人数ではないと思うので、該当する方にはこういうのがありますよということをお知らせしてあげてもいいんじゃないかと思うんですけど、そういったことはしていらっしゃらないんですよね、今は。

していないとすれば、今後どんなふうにお考えでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。この件につきましては、今までどおり、個別に送付するとなるとまた事務量及び郵送その他の費用負担が発生いたしますので、皆さん広報、それとホームページ等で今までどおり周知をしていきたいというふうを考えております。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 本当に小さな、コンパクトな町のよさだと思うんですけど、以前は何だったっけ、後期高齢者医療と介護保険の料金とが合算されて、一定の額に達した場合は戻ってくる制度がありますよね。あれに対して、私、そのことを申請制なので知らない方に対してはどうするんですかということをお聞きしたことがあるんです。

当時、執行部の課長さんは、まず振込先の口座を言うわけです、役場のほうに。それがされていない方に対しては、していませんよということを伝えますということだったんです。だから、漏れるということはあるというふうにおっしゃったんです。そこまで以前は手厚くというか、合併しないで小さな町を選んだことのよさだと思うんですけど、できないことじゃないと思うんです。ほんのわずかな人だと思います。

その辺、ちょっと検討してもらいたいと思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。件数等の多過もあると思いますが、今議員さんの言われたように、今後は検討、今までどおり本来、本当はしていきたいんですが、今後は検討も必要であるのではないかというふう考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩をいたします。再開は13時から。

午後 0 時 02 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたしますが、議事に入る前に、企画財政課長より発言を求められておりますので、それを許可します。どうぞ。

○企画財政課長（奥田 健一君） 午前中の山本議員さんの質問にありました 21 ページの新婚家庭新生活応援補助金の減額のところの件なのですが、当初の県費の対象の件数は 36 件で、当初、予算で組んでおりましたが、それが実際は 9 件。

それと、あと町の独自の件数につきましては、当初 50 件で組んでいたものが、最終的に 42 件になったということでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） それでは、議事に入ります。

24 ページ、25 ページ。はい。山本議員。

○議員（2 番 山本 定生君） この農林水産業費の中の農業振興費の、この農業振興事業費補助金の減額と……。

土地改良事業専門技術者謝金、これが全額余っているんで、この分の説明と、せっかくなんで一緒に行きましょうか。水産業費の磁気探査業務委託料と、深淺測量業務委託料、この減額の説明と測量の結果、これがわかったら、ちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、まず土地改良事業専門技術者謝金、14 万 9,000 円の減額、あわせて職員等出張旅費の 3 万 2,000 円の減額についてお答えいたします。

これにつきましては、界木地区、それから神揚地区の圃場整備の実施計画に当たりまして、国からその事業の妥当性についてを、土地改良区の専門技術者が現地または計画書を見て妥当であるかどうかというのを、国に報告するに当たり実施するものでございますが、平成 30 年度は、国からの提出の要請がなかった関係から減額をするものでございます。

それから、職員の出張旅費につきましては、同じく専門技術者の旅費として計上していたものでございますのが、同様にその確認をする必要がなかったことから減額をしたものでございます。

それから、続きまして、磁気探査業務委託料 350 万円の減額、それから深淺測量業務委託料の 150 万円の減額につきましては、これは入札の執行残による減額でございます。

それから、測量の結果につきましては、現在、資料要求がございましたその資料を作成中でございます。また磁気探査につきましては、異常点が約 80 点弱ございました。

それで、確認できたものにつきましては、漁具、それからタイヤ、その他鉄筋等の金属類でござ

ございました。当初の目的でございます不発弾等はございませんでした。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） 済みません。同じところで、今、資料要求であと細かいのは出てくるんでしょう。それはわかりました。

これ、今回減額になって、ここに設計とかそういうものは、これは必要ないものなんかなと思って。これに伴ってついてこないかな。その辺をちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 設計につきましては、深淺測量の測量結果をもとに、職員が設計をいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ２６ページ、２７ページ、２８ページ、２９ページ。山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） 社会教育総務費の中で、講演会関係出演委託料の残額というのがあるんですけど、この講演料の残額は、これは講演料というんか、お支払いするものが安かったから余ったのか。それとも予定にしていた回数が少なかったから余ったのか。その辺について。

あともう一つ。先日、石原さんですか、気象予報士のあの人を今回呼ばれて、あれが今回のことの目玉だと思うんですけど、チケットの売れ行きと言っていいんかな、席の埋まり具合。要は評判はどうやったかなというのが、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

こちらの今回の講演会関係出演委託料７０万円の減額につきましては、当初から２回の講演を予定しておりまして、回数的には２回実施しております。一つの講演会の分が、予定していたよりも安い金額で講演会が開催できましたので、その分の執行残ということで７０万円ということになっております。

一般向けに開催しました石原良純さんの講演会につきましては、入場券の販売数が３３８枚で、当日の来場者がそのうち３１８人ということで、歩どまりは９４．１％ということになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） フォーユー会館費で防水改修工事費が、さっき、起債のところかな。あれでもちょっと入札による減額みたいな説明やったかと思うんですが、この、ちょっと説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） こちらのフォーユー会館の防水改修工事費の減額につきましては、入札の執行残ということで、今回減額をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 5割というのは結構余ったなという、かなりなんで、結局どこら辺をどれぐらいな感じで終わられたのかを。もう終わったから、これは減額をしてきちよんのやろうけど、どうやったんですか。防水は当初の予定どおり完全に終わったのか。ちょっとその辺の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 防水工事につきましては、当初予算で計上しておりました箇所全体は終わっております。ですから、今回、計画どおりに防水工事は完了したということで認識しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 30ページまで、歳出全般について御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 済みません。聞き漏らしました。

まず、26ページの道路新設改良費のところの説明をお願いしたいというのが一つと、それと28ページの教育総務費の事務局費報酬の指導主事の報酬が減額になっているんですけど、結局一定時期いらっしゃらなかったのかなと思ったんですけど、その辺をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、26ページ。道路橋梁費の道路新設改良費の用地買収費50万円の減額につきましては、今年度予定しておりました用地買収が確定した関係から、50万円を減額するものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 28ページの指導主事の報酬の減額について、御説明をいたします。

平成30年度の指導主事の任用につきましては、午前中の条例改正でもありましたが、週4日の勤務の指導主事というのが基本なんですけど、この週4日の指導主事の任用が行えませんでした。

ただ、指導主事の業務を行っていただくということで、平成29年度の指導主事の方に週1回から2回来ていただきまして、そうなりますと、あくまでそれは指導主事の報酬というよりも臨時職員という形になりますので、その分の差額を今回減額して、4節の共済費につきましては、もう社会保険の加入がなくなりましたので、全額減額するものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 26ページの2項道路橋梁費2目道路新設改良費ですが、町道用地買収費が50万円の減額程度に終わっておりますことを考えますと、今やっている道路新設、あるいは改良工事関連は順調に進んでいるという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

繰越明許費補正の際に説明をさせていただきましたが、ほぼ今年度予定している用地買収については順調に進み、法務局図面との差異があったもの、それから抵当権の抹消等につきましても、今年度中には処理が完了する予定でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほどの午前中の答弁、質疑の中で、もともと当初予算に計上していた金額から、今、大体ある程度見えてきた金額100%を出して、今は今回のこの補正ですというような説明があったんで、現時点で決算見込みはどれぐらいになるのかな。繰り越しはどれぐらい残りそうなんですか。ちょっとそこを教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

まだ歳入歳出ともに完結しているわけではございませんので、あくまでも見通しでございますが、例年どおり程度の繰り越しがあらうかというふうに想定しているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 例年どおりということなんでしょうね。それしか言いようがないんでしょう。

もう一個、歳入歳出全般というか、歳出のいいんかな、どっちなのかな。まあ、いいですけど。ちょっと一点お聞きしたいんですが。

午前中も、コンテナハウスの件とかも、いろいろ聞いたんですが、ここで減額するべきものとか、いろいろ出てきたんで、今回、僕ちょっとこれが載っていないのが不思議だったので聞きたいんですけど、当初予算のときに、まち・ひと・しごと創生事業費の中で、まちづくり会社出資金という1,000万円の計上がありました。あれはどうなったんでしょう。

ここで、補正で減額にしていないということは、もう設立して、この1,000万円は使ったということでもいいのかな。どうなるの。ちょっとその辺をわかるように説明してください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 当初予算で、まちづくり会社への出資金は計上させていただいて、御議決いただいたところなんです、これを今回補正で落としていないという、入れていないということの御質疑のようでございます。

担当課としましては、今、まちづくり会社の社長を探しております。この年度3月まで、いっぱいもかけて探しているところでございますので、まだまちづくり会社の設立について、見込みを、希望を持っているところでございますので、今回の補正で落とすようなことはしていないわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっとごめんなさい。笑ってごめんなさい。

ということは、まだ今時点では会社は設立していない。登記はされていないということになるわけですね。これ、登記、あれは即日できたんでしたっけ。あれは何日ぐらいかかるんでしたっけ。

というのが、今回、これが、最終日が、うちが19日ですよね。その期間、その後でも、まだ十分会社登記、手続きが間に合うということになるのかな。ちょっとそこを教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 正確な資料は持っていないんですが、1週間程度の期間だったというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 次に、31ページ、債務負担行為。支出予定額等に関する調書。次に、32ページ、地方債の現在高に関する調書。次に、給与費明細書。33ページ、34ページ、35ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、33ページ、34ページ、35ページまで説明いただいたわけですが、ちょっとまだこの時点ではわからないんですが、一応今年度の最終的というか、3月末をもって職員でお辞めになる方、もうそれがわかっている方というのが、今、何名ぐらいいて、来年度は何名ぐらいが今の時点ですべて入ってくる予定なのか、ちょっとそこをやっぱり、我々も町がどうなっているのか知りたいので、ちょっとそこを教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

今年度末で退職する職員は3名です。そして、採用試験で採用する予定は4名となっております。

す。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 以上、補正予算書全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、それぞれの所管委員会に付託したいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第4号）については、お手元に配付の付託明細により、それぞれの所管委員会に付託いたします。

日程第9 議案第5号 平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第9、議案第5号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、2ページ。歳入3ページ、歳出4ページ。次に、5ページ、事項別明細書総括歳入。6ページ同じく総括歳出。次に、歳入7ページ、8ページ、9ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 10ページ、11ページ、12ページまで、歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第10. 議案第6号 平成30年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第10、議案第6号平成30年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ。次に、4ページ、事項別明細書総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。次に、歳入6ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出。

歳出全般について御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 奨学金貸付金について、今、大体今年度は何名、高校、専門学校、短大、大学か。何名が借りられているのかというのを、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

平成30年度につきましては、大学生、短大生、専門学校生で16名。高校生はございません。以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、高校生はない。大学は16名。これは、たしか今までの過去の推移の中では一番少ない人数だと思うんです。これは、どうなのでしょう。奨学金をもらわなくても、借りなくても大丈夫な方がふえたという形なのか、もしくは最近テレビでよく言われているとか、メディアで言われるのが、給付型ではないと。これは、イコール奨学金ではなくて学生ローンであるということ、よく最近メディアで言われて、私もずっと前から言っているんですけど。

なので、保護者のほうが、なるべく借りにくくなったのか、それとも貸す条件というか、話し合いが前よりも詳しく説明するから、借りる方がやめたのか。ちょっとその辺の分析ってありま

すか。わかりますか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

そうですね。平成30年度の16名は、ここ三、四年では最低の人数だとは思いますが。ただ御質問の件につきましては、従前と事務手続あるいは説明の方法、あるいは窓口への問い合わせ等も特に変更もございませんし、改めての御相談があつて、でも借りられないというようなこともございませんので、ちょっとそこら辺の分析というのが、私自身で、どういう原因で最終的に、今、この人数になっているかというのは、把握ができていないのか認識ができていない状況ではございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 一つには、就職が上がったんで、今までは就職がないから、もうとりあえず高校に行っちゃおう。大学に行っちゃおうとかいう方も多かったのが、そのまま就職に行けることになったのかもしれない。わからないんですね。

これはちょっと分析がわからないんで、一度、これはちょっと調べてほしいなと思うのが。というのが、本来行きたくても行けない子がふえているということであると。これは、この奨学金の趣旨と反することになるんでね。

できれば本来は町として、これはきょう聞いても仕方ないんですけど、給付型の奨学金をつくってくれつくってくれと我々は言っているわけですが、それが無理にしても、少なくとも今ある制度は活用できるようにしてあげないと、せっかくあるんですからと思うんですが。ちょっとそれはまた検討してもらえますか。お願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

現制度の中で、当然広報等も活用しながら、やはり町としてある制度でございますので、町民の方には利用をしていただきたいということで、今後も検討というか、そこら辺の広報誌での活動PRというか、そこら辺はやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 次に、歳入歳出全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号平成30年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）については、総務文教委員会に付託いたします。

**日程第11. 議案第7号 平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
について**

○議長（若山 征洋君） 日程第11、議案第7号平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ。4ページ第2表、地方債補正。

5ページ、事項別明細書総括歳入。6ページ、同じく総括歳出。次に、歳入7ページ、8ページ。歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出9ページ。

歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、10ページ、地方債の現代高に関する調書の変更まで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第12. 議案第8号 平成30年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第12、議案第8号平成30年度吉富町水道事業会計補正予算（第

3号) についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

補正予算書 1 ページ、補正予算実施計画 2 ページ、3 ページ。予定貸借対照表 4 ページ、5 ページ。補正予算明細書 6 ページ、7 ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 8 号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 8 号平成 30 年度吉富町水道事業会計補正予算（第 3 号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第 13. 議案第 9 号 平成 31 年度吉富町一般会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第 13、議案第 9 号平成 31 年度吉富町一般会計予算についてを議題といたします。

執行部にページを追って説明を求めます。

9 ページ第 2 表、債務負担行為をお開きください。住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 住民基本台帳ネットワークシステム更新事業の債務負担行為につきまして説明いたします。

住民基本台帳ネットワークシステムは、住民基本台帳の情報を全国の自治体とつなぎ、転入転出の事務を初め自治体間の情報のやりとりをするためのシステムでございます。

また、このシステムは、マイナンバー制度にも使用され、情報の発信、受信も行っております。

今回、国の住基システムのバージョンアップに伴い、ことしの 11 月までにウインドウズ 2016 に対応できるシステムを、全国の自治体に整えておくというように依頼がっております。

そのため機器の導入が必要になりましたので、平成 31 年度分の費用は現年度予算で計上し、平成 32 年度から平成 36 年度までの機器使用料 515 万円、保守管理委託料 386 万 9,000 円、計 901 万 9,000 円の債務負担行為を計上しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 続いて、10 ページ第 3 表地方債。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 御説明いたします。第 3 表地方債です。

初めに臨時財政対策債として、8,000万円の限度額で予算計上させていただいております。地方の財源不足を補うものとして、平成13年度から毎年度発行している起債でございます。今年度の地財計画では大幅な減少が見込まれておりまして、平成30年度の実績額を踏まえ、この8,000万円を予算計上したところでございます。

次に、公共事業等債として8,460万円の限度額で予算計上しております。これは、国庫補助事業の財源として、国庫補助金を除いた町負担分について起債をするものであります。具体的には、漁港の浚渫工事分と、それから小犬丸界木線、佐井川橋補修事業分として計上しているものでございます。

3つ目、緊急防災減災事業債として、600万円の限度額で予算計上しております。これは、福岡県防災行政情報通信ネットワーク再整備に伴う負担金の財源として起債をするものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 次は、歳入の14ページ。税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 3項軽自動車税1目軽自動車税について説明します。

新しい税である軽自動車税環境性能割が10月10日に施行されることになっていますが、これにつきましては、地方自治法施行規則に規定されている予算書様式で、款項目区分がまだ明確になっていませんので、当初予算には計上していません。

今後、予算書様式が改正された後、適切に予算措置を行いたいと考えています。なお、予算計上予定額は30万円です。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 次に、15ページ、16ページ、17ページ。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 9款地方交付税の普通交付税のところでございますが、普通交付税として9億6,000万円を計上させていただいております。税収が伸びる見込みの中から、地財の伸び率等から、さらに交付税が増加することが想定されるため、10億5,000万円程度と見込んでおるわけでございますが、留保財源等も考慮いたしまして、今回、9億6,000万円の計上をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 17ページ、11款1項1目1節児童福祉費負担金です。今年度5,011万8,000円の予算を計上しております。前年に比べて、2,355万6,000円の減となっております。

この理由につきましては、2019年10月からの保育無料化に伴いまして、今年度2,000万

円等の減になっております。その分につきましては、後ほど出てきますが、国県支出金のところで増となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 18ページ。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 2項分担金2目土木工事分担金450万円、これにつきましては、界木地区ほ場整備の受益者分担金でございます。

試算では、平米当たり79.59円。1反当たり、1,000平米当たりに換算しますと、7万9,590円となります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 19ページ、20ページ、21ページ。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 21ページの3目の土木費補助金の一番最初にあります社会資本整備総合交付金の定住化促進分でございます。147万円を計上させていただいております。

定住化促進奨励金の事業につきましては、これで組んでおりまして、補助率は45%でございます。平成30年度につきましては、48名を対象に見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 同じく21ページ、3目土木費補助金の社会資本整備交付金道路整備分541万1,000円。これにつきましては、佐井川橋の補修に伴い、積算それから現場技術業務、並びに周辺の建物等の調査業務として541万1,000円を国費として計上しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 同じく3目土木費補助金の家賃定例化事業分につきましては、例年どおり山王団地17戸分736万7,000円と、別府団地35戸分1,703万9,000円となっております。

それと、2目の衛生費補助金の3節保健衛生費補助金が、今年度新設となっております。この母子衛生補助金につきましては、資料ナンバー3子育て支援関係にあります健康管理システム改修事業です。

これは、健康情報を一元管理し、関係機関と適切に引き継ぎができるようにするための健康管理システムの改修に伴う国庫補助金で、補助率は3分の2となっております。

同じく4節風疹抗体検査事業補助金です。この分につきましても新規事業となりまして、平成31年度から予防接種法に基づく定期接種の対象とし、3年間実施される事業となります。

対象者につきましては、抗体保有率が他の世代と比べて低い、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれた男性となっており、補助率は2分の1となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 22ページ。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 6目農林水産業費補助金9,000万円、水産物供給基盤機能保全事業費補助金、これは漁港航路の浚渫事業に対する事業費の国庫補助金分でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） その上にあります地方創生推進交付金でございます。平成31年度につきましては670万円を予算計上してございます。女子集客のまち推進事業は、この交付金を受けて実施しておるものでございます。

事業の4年目に当たるわけですが、とりあえずチャレンジショップの運営サポートや、新規出店者の募集とか交流マルシェ、創業支援スクール等の事業運営費としての事業として計上しているものでございます。

あと、まちづくり会社の設立や空き家のリノベーション等につきましての予算につきましては、6月以降の肉づけ予算で計上する予定にしているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 4目教育費補助金分で、1節教育費補助金の4つ目になります文化財保護費補助金です。145万円の計上でございます。

これにつきましては、今期定例会の資料ナンバー3の新規事業にも掲載しております八幡古表神社文化財保護事業に係る国庫補助金でございます。事業内容は、資料ナンバー4の新規事業の概要にも掲載をしております。

この八幡古表神社文化財保護事業は、国指定重要無形民俗文化財である細男舞・神相撲を奉納する舞台である八幡古表神社の神舞殿の改修を行うもので、経年による劣化、腐食等の破損が認められるため、改修工事を行うことに伴う国庫補助金です。補助率は2分の1となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 23ページ、24ページ。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 24ページの一番上、総務費補助金。1総務費補助金の生活交通確保対策補助金44万3,000円でございます。この補助金は、吉富町巡回バス及び築上東部乗合タクシーの運行経費に対する補助金であります。吉富町巡回バスが22万7,000円。運行経費の8%です。築上東部乗合タクシーが16万6,000円。運行経費の14%です。

吉富町巡回バスについては、収支率が25%未満であったため、平成30年度までは補助金がありませんでしたが、ダイヤ改正後、収支率が15.4%から24.1%と8.7%の収支率改善が図られたため、国の交付要綱に基づき、2%以上の収支改善がなされた場合に補助する規定に該当するため、3年間8%の補助を受けることになりました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 24ページ、14款2項3目1節の保健衛生費補助金のうち、上から3番目、201万9,000円。自殺対策緊急強化事業補助金でございます。

平成28年施行の自殺対策基本法の一部を改正する法律に基づき、市町村に策定が義務づけられている自殺対策計画を今年度策定するもの、及び事務費となっております。補助率につきましては、計画策定分が3分の2、事務費が2分の1となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 25ページ。教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 7目教育費補助金1節の社会教育費補助金の文化財保護費補助金30万円でございます。

こちらにつきましては、先ほどの八幡古表神社文化財保護事業に係る県費の補助金で、補助上限200万円から国庫の補助率の2分の1、100万円を除いた30%が、県から補助されることになるものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 25ページ、26ページ。住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 2目民生費委託金2節人権啓発活動地方委託金、地域人権啓発活動活性化事業委託金3万円です。法務省の人権啓発事業であります地域人権啓発活動活性化事業の人権の花運動に伴います事務の委託金です。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 27ページ、28ページ。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 3項雑入3目雑入の1節消防団退職報奨金100万円です。昨年までは1,000円の頭出し予算でございましたが、今年度は100万円に増額いたしております。

消防団員の退職報奨金は、町が負担金を納付している福岡縣市町村消防団員等公務災害補償等を、共済基金組合から支給をされております。一旦町の一般会計の歳入で受け入れ、そのまま歳出予算で支出をしております。

昨年度までは補正予算で対応しており、退職報奨金の支給に時間を要しておりましたが、速やかに支給するため、当初予算から100万円を計上するものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 29ページ、30ページまで。

続きまして、歳出に移ります。

31ページ、32ページ、33ページ。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 7節賃金です。臨時職員等賃金336万円でございます。これは、臨時職員2名分の1年間の賃金でございます。平成31年4月1日付で採用予定でありました一般事務職員3名のうち1名が辞退したため、事務職員に1名の定員割れが生じました。

また、現在出産休暇中の事務職員1名が育児休業を取得する予定でございますので、計2名分の臨時職員の賃金を計上するものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 34ページ、35ページ。

○総務課長（守口 英伸君） 34ページです。

○議長（若山 征洋君） 34ページ、総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 34ページ、19節負担金補助及び交付金の職員研修負担金でございます。

福岡県市町村職員研修所に、延べ25人を派遣する経費として17万8,100円、それと全国市町村国際文化研修所の海外研修に2名を派遣する経費98万2,000円の計116万1,000円を計上いたしております。

平成31年度においても、平成30年度と同様にヨーロッパに1人、アメリカ合衆国に1人派遣したいと思っておりますので、予算を計上するものでございます。この海外研修の経費につきましては、特別交付税が措置されることとなっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 35ページ。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 35ページ、3目財産管理費の14節使用料及び賃借料ということで、地方公会計標準ソフトウェア利用料ということで、21万円を新規計上させていただいております。

これまで無償で提供されてきましたこの地方公会計の財務書類を作成するための標準ソフトウェアなのですが、平成31年度から有償化されることとなりまして、提供元の地方公共団体情報システム機構から提示された利用料を予算計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 36ページ。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 36ページの上のほうの17節公有財産購入費40万円、土地

購入費40万円でございます。これも新規で計上しております。

これにつきましては、県営の小犬丸団地の建設に当たりまして、団地につきましては、旧の直江の県営住宅と敷地の交換をしたわけでございますが、この小犬丸団地の東側の入り口部分につきまして、実質的には道路として利用されている状況があり、その土地利用が制限されるために、この分につきましては、町が買い戻して、道路の一部として一体的に管理する方向に検討しておりますので、予算を上げたものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 37ページ、38ページ、39ページ。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 39ページの13目情報化推進費のところ、12節の役務費でございます。

LGWAN接続系専用回線使用料として、232万9,000円を新規で計上してございます。これにつきましては、第4次LGWANへの移行に合わせまして、これまで北九州市を中心としたKRIPPが提供しておりましたLGWANの接続サービスにつきまして、よりサービス内容と金額面で、本町にメリットが大きいとされる福岡電子自治体共同運営協議会略して福電協というんですが——のサービスを利用することとしまして、本庁舎からこの福電協の共同利用センターに直接つなぎ込みを行うための専用回線使用料として計上したものでございます。

続きまして、13節の委託料のところの最後、ウェブサーバー環境構築業務委託料でございます。金額は74万6,000円を新規で計上してございます。これにつきましては、ウェブサーバー環境の再構築に要する費用でございます。

具体的には、セキュリティクラウド設定変更に要する経費と、ウェブサーバー環境構築作業に要する費用ということで成り立っております。現在、KRIPP、先ほども言いましたようにKRIPPからサービスの提供を受けています外部へのホームページの閲覧、公開用のウェブサーバーにつきまして、この第4次LGWANへの移行によりまして、その回線がなくなるため利用できなくなることから、新たにウェブサーバーを構築する必要がございます。

安価及び安全なということで、エフエムシーアイアースというサービスの利用によるサーバーの構築を行うものでありまして、それを前提での予算措置をしているものでございます。

続きまして、19節負担金補助及び交付金の一番最後のところでございます。

福岡電子自治体共同運営協議会負担金で、177万5,000円を新規計上させていただいております。

同じく第4次LGWANへの移行に合わせまして、これまでKRIPPが提供しておりましたLGWAN接続サービスについて、よりよりメリットが大きいとして、先ほども言いました福電協へのサービスを利用することとし、これらに関する経費を負担金として新規計上しておるもの

でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 同じ13目の情報化推進費の13節委託料、LGWAN回線移設業務委託料、これも新規で計上いたしております。

先ほど来、企画財政課長が説明しておりましたが、LGWAN回線について、北九州のKRIPPから福電協に移行することに伴いまして、役場庁舎内のLGWAN回線の移設作業を委託するものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に、40ページ、41ページ、42ページ、43ページ、44ページ、45ページ、46ページ、47ページ、48ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 3款1項1目1節報酬です。その下の段、民生委員児童委員推薦会員報酬3万円です。

これにつきましては、今年度11月末で、平成31年の11月末で、民生委員さん、児童委員さんの任期が切れますので、その新たな議員を推薦するための委員報酬となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 49ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 同じく社会福祉総務費12節役務費です。

役務費の上から2番目、成年後見人等申立手数料、それとその下、障害支援区分認定審査会用医師意見書作成手数料ですが、この件につきましては、昨年度までは通信運搬費の中に入れておりましたが、本年度より新たに説明項目を設けまして、予算16万円と7万2,000円を計上するものです。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 50ページ、51ページ、52ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 52ページ、4目介護予防・日常生活支援総合事業費の1節報酬です。これは、嘱託委員報酬が1名増となっております。

理由といたしましては、地域包括支援センターの高齢者の医療、福祉、住居、権利擁護等さまざまな相談に対応するため、またケアプラン作成等の業務を行うため、地域包括支援センターの昨年までの7節賃金の臨時職を取りやめし、今年度より雇用形態を変更し、嘱託社員1名を増とするものです。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 53ページ、54ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 54ページ、5目重度障害者医療対策費の13節委託料、重度障害者医療請求システム回収業務委託料、63万2,000円の新規事業です。

資料ナンバー3新規事業の福祉関係にあります重度障害者医療システムにつきましては、住民の利便性の向上を図るため、2019年10月よりの診療分から、国民健康保険後期高齢者医療保険加入者の中津市内医療機関における現物給付を開始するに当たり、支払請求システムの開発を行うものです。

また、その上の同じく13節にあります電算共同処理委託料につきましては、今後、システムが稼働した後発生する費用のため、頭出しの1,000円となっております。

同じく54ページ、6目ひとり親家庭等医療費支給事業費の13節ひとり親家庭等医療請求支払システム改修業務委託料です。

この分につきましても、資料ナンバー3にあります新規事業の福祉関係にありますひとり親家庭の医療支払いシステムにつきましては、先ほどと同じく住民の利便性の向上を図るため、これも2019年10月診療分から、国民健康保険の中津市内医療機関における現物給付を開始するに当たり、支払請求システムの開発を行うものです。

同じくその上の13節にあります電算共同処理委託料につきましても、今後システムの費用が発生するための頭出しの1,000円となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 55ページ。住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 7目人権啓発費11節需用費、37万1,000円。消耗品費29万4,000円のうち15万3,000円です。

先ほど歳入で説明しましたとおり、法務省の人権啓発事業であります地域人権啓発活動活性化事業の人権の花運動に関する経費を上げております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 56ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 56ページ、1目児童福祉総務費でございます。

資料ナンバー3新規事業の子育て支援計画にあります13節委託料の子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料、325万6,000円の新規事業でございます。

詳細につきましては、資料ナンバー4の1ページにありますとおり、子ども子育て支援法に基づいて、子どもや子育て家庭を取り巻く現状やニーズを調査し、子ども子育て支援のさらなる充実を図るため、第二期——平成32年から平成36年度——の子ども・子育て支援事業計画を作成するものです。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 57ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 3目子ども医療対策費でございます。20節扶助費の旧乳幼児医療補助費10万円でございます。

乳幼児医療費助成事業につきましては、県の制度改正に伴いまして、平成28年10月に廃止され、子ども医療費支給事業と統合されております。昨年度までの乳幼児医療対策費を廃目するに当たり、今後は新たな医療費は発生いたしません。平成28年9月診療以前の償還払い未申請分等の申請に対応する必要があるため、今回、子ども対策医療費で予算を新規計上するものです。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 58ページ、59ページ、60ページ、61ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 61ページ、2目予防費でございます。

13節委託料の予防接種委託料ですが、歳入のほうでも説明いたしましたが、平成31年度から予防接種法に基づく定期接種の対象とし、3年間実施される事業となります。

対象者につきましては、抗体保有率が他の世代と比べて低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日、40歳から57歳に生まれた男性となっており、この方たちの風疹予防接種及び風疹抗体検査が、今回の予防接種委託料の増となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 62ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 3目母子衛生費でございます。

資料ナンバー3新規事業の子育て支援計画にあります13節委託料、健康管理システム改修費、母子保健関係99万円でございます。

詳細につきましては、資料ナンバー4の1ページにありますとおり、行政や医療機関等が個別に保有する乳幼児健診等の健康情報を一元管理し、転居等の際に関係機関で適切に引き継ぎ、切れ目ない支援ができるようにするための健康管理システムの改修費用であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 63ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 63ページ、6目あいあいセンター費でございます。

13節委託料、自動ドア保守点検委託料7万7,000円でございます。この分につきましては、あいあいセンターが設置されてから、今までは故障した場合の修繕で対応しておりましたが、設置より年数も経過したため、また利用者が赤ちゃんからお年寄りまでとなっておりますので、事故防止を含めて、今年度より定期的に保守点検を行うものです。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 64ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 8目精神保健福祉費でございます。

資料ナンバー3新規事業の福祉関係にあります13節委託料、自殺対策計画策定業務委託料、440万円です。

詳細につきましては、資料ナンバー4の2ページにありますとおり、平成28年施行の自殺対策基本法の一部を改正する法律に基づき、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、市町村に策定が義務づけられている自殺対策について調査し、計画を作成するものです。

同じく1節報償費につきましても、計画策定の審査、協議等に伴う委員会委員報酬となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 65ページ、66ページ、67ページ。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 1目農業委員会費13節委託料、農地情報管理システム環境移行業務委託料、これにつきましては、現在、農地台帳システムをクライアントサーバー方式で運用しておりますが、現在のシステムが平成31年度途中でサポートが切れることから、クラウドサーバー方式に変更するためのデータ移行業務でございます。

これは、米の生産調整に大きく活用するシステムでございますが、年度途中で生産調整事務に滞りがないよう、早急なシステムの移行をするために、今回、計上したものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 68ページ、69ページ。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 2項水産業費2目水産業振興費の19節負担金及び交付金で、水産資源育成事業補助金40万円。これにつきましては、現在、アサリをネットにより飼育または放流する事業を、漁協が進めております。

そのネットまたは採石等の購入の補助金として40万円を計上し、ネットの数としては4,000袋を想定しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 70ページ。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 15節工事請負費1億8,921万円。これにつきましては、漁港の浚渫工事費、標識灯の設置費でございます。

航路の事業については、延長640メートル。それから、浚渫の土量が6万8,000立米を想定してございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 71ページ、72ページ、73ページ、74ページ。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 議長、済みません。72ページに行ってください。

○議長（若山 征洋君） はい。72ページ。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 道路橋梁費1目の道路維持費で、14節使用料及び賃借料の橋梁点検システムリース料、これにつきましては、平成27年から平成30年度までは、無償にてシステムがインストールされたタブレットによってしておりましたが、平成31年度から有償となることから、新規に18万7,000円を計上しているものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 73ページ、74ページ、75ページ、76ページ、77ページ、78ページ。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 78ページ、18節備品購入費でございます。

今年度の備品購入は、消火栓ホースを20本購入するものでございます。1本2万8,000円掛ける20本掛ける消費税というふうになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 79ページ。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 4目災害対策費11節の需用費の消耗品費82万円の内訳を御説明いたします。4つあります。

災害備蓄品48万3,208円、アルファ米800食、保存用飲料水150本、保存用ビスコ60袋5箱、粉ミルク24個、粉ミルク・ミルクアレルギー対応8個、スケットイレ100回分2個。

2つ目。新規採用職員の防災服、防災作業服、雨がっぱ、編上げ靴、4人分で20万8,332円。

3つ目。育児休業をしている職員の復帰後の災害用作業服を購入します。3人分で2万8,188円。

4つ目。防災訓練用資材として10万円を計上いたしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 80ページ、81ページ、82ページ。教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 82ページ、7節賃金の臨時職員等賃金で1,081万2,000円の計上でございます。平成30年度予算額が907万円に対しまして、平成31年度は174万2,000円の増額です。

こちらの主な要因としましては、平成30年の4月1日の人事異動によりまして、小学校の給食調理員正規職員1名が減員となったことによりまして、臨時職員を雇用したこと。

平成31年度は、学習支援補助員を特別支援教室の在籍児童等の増加及び通常学級での学習の

補助を考慮しまして、1名増員することによる増額でございます。

なお、学習支援員につきましては、平成31年度から日額賃金の見直しを行いまして、日額1万4,000円から9,100円に改定を行うこととしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 83ページ。教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 83ページ、14節使用料及び賃借料の一番下になります給食室食器洗浄機リース料97万2,000円の新規の計上でございます。

これにつきましては、購入後16年が経過し、老朽化が進んでいる現在の給食用食器洗浄機を新たにリースをするものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 84ページ、85ページ、86ページ、87ページ。教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 87ページの3目の文化財保護費でございます。先ほど歳入で説明しました事項、八幡古表神社の文化財保護事業の歳出になります。

資料ナンバー4の新規事業等の概要の2ページで、まず8節の報償費で文化財指導員謝金4万6,000円。

9節旅費で17万5,000円のうち14万8,000円。

11節需用費、消耗品費の7万8,000円のうち6,000円。

19節八幡古表神社文化財保護整備助成金216万4,000円でございます。

8節、9節、11節につきましては、当該事業の実施に係る事務的経費で、今回の事業主体は八幡古表神社であります。改修工事を行うに当たりまして、部材や工法等適正な建築様式が確保されるよう工事を監督するための専門家を現地指導員として配置するための指導員謝金と、事業実施に当たり、事務の指導監督を行う国県の職員の旅費及び事業実施に必要な消耗品代を計上しております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 88ページ、89ページ、90ページ。教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 90ページの5項でございます。

保健体育費の2目の保健体育施設費、13節の体育館体育器具等点検委託料5万円が、新たに計上をしております。

体育館の体育器具につきましては、今まで専門家に点検を行っていただいておりますが、事故防止と安全な運動施設の維持管理を行うため、年1回、専門家に点検を依頼するもので、平成31年度から新たに計上したものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 91ページ。教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 91ページの15節工事請負費で、プール防水改修工事費で324万円でございます。新規事業等の概要の2ページの2項目めの事業となります。

プールの床、壁面の防水設備の劣化が進み、防水機能が低下しているため、防水改修工事を実施するものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 92ページ。執行部、説明漏れなどはありませんか。ないですか。声が出ないから。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上で、執行部の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第9号は、本日の質疑は省略し、予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号平成31年度吉富町一般会計予算については、本日の質疑は省略し、予算特別委員会に付託することに決しました。

日程第14. 議案第10号 平成31年度吉富町国民健康保険特別会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第14、議案第10号平成31年度吉富町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

予算書1ページ、歳入2ページ、3ページ、歳出4ページ、5ページ、6ページ事項別明細書総括歳入、7ページ同じく総括歳出、歳入8ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 現在の加入世帯数、その加入世帯数が全体の世帯の何%に当たるかが1点。それから滞納世帯数、それから短期保険証を交付している世帯、資格証明書を交付している世帯、それから過去1年間に差し押さえがあったかどうかについて、報告をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

国保の加入世帯につきましては、最新で925世帯となっております。

済みません、全体の世帯数はちょっと把握しておりませんので、何%というのはちょっとわかりません。

加入者数につきましては1,494名で、短期保険証交付世帯数は23世帯、資格証明交付世

帯はゼロ世帯となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。

○議員（8番 岸本加代子君） 差し押さえはありませんか。

○議長（若山 征洋君） 滞納者の差し押さえ。税務課長が答弁。

○税務課長（小原 弘光君） 平成30年度の差し押さえということですか。

○議員（8番 岸本加代子君） そうですね。

○税務課長（小原 弘光君） 済みません。ちょっと、今、資料……。差し押さえは行っていますけど、件数とか金額は、今、資料がありません。

○議員（8番 岸本加代子君） 滞納世帯数は。

○税務課長（小原 弘光君） 滞納世帯数についても、今、資料を持って……。平成30年度ですよ。

○議員（8番 岸本加代子君） はい。

○税務課長（小原 弘光君） 持っていませんし、それをつくるには、ちょっとかなり、時間が。

○議員（8番 岸本加代子君） はい。

○税務課長（小原 弘光君） 以上です。

○議長（若山 征洋君） かなりって、どれぐらい時間がかかるの。

○税務課長（小原 弘光君） きょう中は難しいと思います。

○議員（8番 岸本加代子君） はい。後でいいです。

○議長（若山 征洋君） じゃあ、また岸本議員、後日改めて。

○議員（8番 岸本加代子君） はい。一般質問の前にでも。

○議長（若山 征洋君） 担当課長にお尋ねください。いいですね。

○議員（8番 岸本加代子君） はい。

○議長（若山 征洋君） それでは、9ページ、10ページ、11ページ、12ページまで。

歳入全般について御質疑はありませんか。

次に、歳出に入ります。

13ページ、14ページ、15ページ、16ページ、17ページ、18ページ、19ページまで。歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般についての御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 平成31年度は、もう県に移管されての、完全移管されてから始めての予算書だと思うんですけど、ほとんど変わらないよね。今までとどれぐらい変わったの。

県に変わってから、大体おおまかに。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 国保が県に一元化されたのは、平成30年度からということで、一応3年間、平成30年、平成31年、平成32年度は保険料等も県の回答では変えませんということで返答が来ていますので、平成32年度までにつきましては、ほぼ異動がないというふうには、今のところは考えております。

その後につきましては、また県のほうが保険料等の見直しをするので、そのときに平成33年度以降につきましては、見直し等が必要になって、変更も出てくるのではないかと、今のところは考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 18ページの一番上にあります特定健診二次健診委託料というものがあんですけど、これって何名ぐらい該当される方があるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 済みません。今、ちょっと手元に何名までという資料がございませんので、また後ほどお答えしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これにかかわるお金っていうのは、費用っていうのは、これは国が出すんですか。済みません。ちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

この分に係る費用につきましては、国から県に来て、県のほうからうちのほうに入ってくるようにはなっています。（「それで、うちは何もない」と呼ぶ者あり）はい。そのようになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） じゃあ、20ページ、21ページ、22ページ、23ページ、24ページ、25ページ、26ページ、27ページ、28ページまで。

次に、29ページ、保険給付に係る内訳書まで。

以上、予算書全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号平成31年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

暫時休憩いたします。再開は35分でいいです。2時35分とします。

午後2時24分休憩

.....

午後2時35分再開

○議長（若山 征洋君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

会議に入る前に、健康福祉課長より発言の許可を申し出ておりますので、発言を許可します。どうぞ。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。先ほど、岸本議員の説明にありました国民健康保険、18ページの特定健診二次健診委託料につきましてですが、対象者は30名となっております。

これは、糖尿病とか腎臓病の二次検査ということで、それと先ほどこの費用につきましては補助と言いましたが二次検査になりますので、この分は全額単費の費用となっております。

以上、訂正して御報告申し上げます。以上です。

○議長（若山 征洋君） そういうことだそうです。

それでは再開します。

----- . ----- . -----

日程第15. 議案第11号 平成31年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第15、議案第11号平成31年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、次に4ページ、事項別明細書、総括歳入、5ページ、同じく総括歳出、次に歳入6ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 現在の加入者数を報告お願いします。そのうち、75歳未満の方は何名いらっしゃるかとということと、あと特別徴収と普通徴収があるんですけども、普通徴収の場合は私の理解では無年金者というか、年金のない方とか途中加入の方とかだと思んですけどそのほかになにかあるでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 特別徴収保険料の徴収者は、平成31年度につきましては1,052名となっております。普通徴収につきましては、年度途中で75歳に到達した場合に普通徴収、1年間なり半年間は普通徴収になりますが、その方の対象が231名となっております。以上です。

それと、もう1つありました75歳未満につきまして、済みません、ちょっと今手元に資料がございませんので、また委員会等でお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 普通徴収なんですけど、年度途中の方と無年金者もそうですね、年金のない方も普通徴収ですね。ほかにはないです。それだけです。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 岸本議員のおっしゃるとおり、無年金者と年度途中で75歳に到達した方のみとなっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、年度途中の方231名ということだったんですけど、無年金の方って何名ぐらいいらっしゃいます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 済みません、無年金者につきましてもちょっと手元に資料がございませんので、また委員会等でお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 7ページ、8ページ。歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。9ページ、10ページまで。歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入、歳出全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 皆さんにお願いがあります。ないときははっきり、大きい声で言ってください。

お諮りします。ただいま、議題となっております議案第11号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号平成31年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第16. 議案第12号 平成31年度吉富町奨学金特別会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第16、議案第12号平成31年度吉富町奨学金特別会計予算についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

予算書 1ページ。歳入2ページ、3ページ。歳出4ページ。

次に、5ページ、事項別明細書、総括、歳入。6ページ、同じく総括、歳出。

次に歳入7ページ、8ページ、9ページ。

歳入全般について、御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 歳入について、今、国のほうで給付型の奨学金というのを検討されてますけど、今回のこの予算書編成に当たり、それは加味されている、歳入のほうで加味されているのでしょうか。1点お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。31年度当初予算編成に当たりまして、給付型の予算等は加味されておりません。あくまで現行の条例のもとに構成をしたものでございます。以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それで、もう1点お聞きしたいんですが、まだ制度が詳しく出てきていないので私もわからないんで、知ってる範囲で教えてほしいんですが、政府がやろうとしている給付型奨学金という形は、どうなるんでしょう。自治体に入ってきてから本人になるんでしょうか。それとも、政府からそのまま本人のところに行くとか、そういう形になるんでしょうか。学校に行くとか。何か、その辺の情報ってありますでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。現在のところ、教育委員会のほうにも詳しい情報が入っておりませんので、そこら辺はわかりかねます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に歳出に入ります。10ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 歳出について、奨学金貸付金、これは何名で予定を組まれている内容でしょうかというのが1点。

もう1点は、先ほどの補正予算のときにも今年度30年度は借りる方が少なかったと、ある程度それは借りるときなので、かなり前の時点でわかっていたはずなもので、今回のその予算編成に当たり、そこは加味されているのか、その2点教えてください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。当初予算の編成につきましては、条例の規定の通りまして、大学、短大、高専で40人、高等学校で15人以内となっておりますので、この55名分の貸付金を予算計上をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） わかりました。

歳出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について、御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、今回定数で予算を組んでいるということだったんですね。そうすると、先ほど補正予算の議論の中ではっきりした数から見ると、本当に少ないですね。なぜなのかというところを考えないといけないと思うんです。

私、記憶しているのに二十数年前ですか、20年ぐらい前は、もう断らざるを得ない人がいるというような状況もあったかと思うんです。それに比べるともう、ずいぶん違ってきている状況があるんですね。社会の状況も違うんだと思うんですけど。

あの当時、私が聞いていたのは、返還の期間の問題ですね、短か過ぎると。それから、返納、一括返納しなければならない、原則ですね、というような問題。それと、当時はたしか保証人が町内の人3人だったので、それが確保できないとかいろんな問題点があったと思うんです。

今、これだけ、こんなに借りる人が少ない、お金はみんなないのに借りる人が少ない状況の中で、今執行部が把握してあります、こんなふうにしてほしいとか、ここが問題なんだとかいうことが把握できていれば、ちょっと報告お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 特には、今の段階で、例えば窓口にも、前年の秋ぐらいから次年度以降の奨学金の貸し付けを希望する方は窓口にも御相談に来られたりするんですけども、うちの条例規則等の制度を説明したときに、こういう借り方ができたらなというような御要望とかは、ちょっと今のところは新たにというか、検討するような課題としては入ってきておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 以上、予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま、議題となっております議案第12号は、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号平成31年度吉富町奨学金特別会計予算については、総務文教委員会に付託することに決しました。

日程第17. 議案第13号 平成31年度吉富町水道事業会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第17、議案第13号平成31年度吉富町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから、質疑に入ります。

予算書1ページ、2ページ。重要な会計方針に係る事項に関する注記、3ページ。予算実施計画、収益的収入及び支出、4ページ。5ページ、資本的収入及び支出。予定キャッシュフロー計算書、6ページ。給与費明細書、7ページ、8ページ、9ページ。債務負担行為に関する調書、10ページ、11ページ。予定貸借対照表、12ページ、13ページ。予定損益計算書（前年度分）、14ページ。予定貸借対照表（前年度分）資産の部、15ページ、負債の部、16ページ。

次に予算明細書、収益的収入及び支出、17ページ、18ページ、19ページ、20ページ。資本的収入及び支出、21ページまで。

以上、予算書全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま、議題となっております議案第13号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号平成31年度吉富町水道事業会計予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第18. 議案第14号 平成31年度吉富町下水道事業会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第18、議案第14号平成31年度吉富町下水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから、質疑に入ります。

予算書、1 ページ、2 ページ。重要な会計方針に係る事項に関する注記、3 ページ。予算実施計画、収益的収入及び支出、4 ページ。5 ページ、資本的収入及び支出。予定キャッシュフロー計算書6 ページ。給与費明細書、7 ページ、8 ページ、9 ページ。債務負担行為に関する調書、10 ページ、11 ページ。予定貸借対照表、12 ページ、13 ページ。予定開始貸借対照表、資産の部、14 ページ、負債の部、15 ページ。

次に、予算明細書、収益的収入及び支出、16 ページ、17 ページ、18 ページ。

19 ページ、20 ページ。資本的収入及び支出、21 ページまで。

以上、予算書全般について御質疑はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 資料ナンバーの2を見てお聞きいたします。平成31年度の業務整備委託の計画図を見ていると、かなり2年か3年前に今後の設計については住民の皆さんにアンケート等を実施し、要望の多かったところにも工事を加えていくと伺ったような記憶がございます。

大いにこれが、まさに資料ナンバーの2の2ですか、反映されているにも見えるんですけど、そのように捉えてよろしいでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えいたします。昨年度、アンケート調査を行いました。結果につきましては、明確にどこが多い、どこが少ないという大きな差というのは見られませんでした。傾向といたしましては、すぐ手前まで下水道の工事が進んできている、上流区域の方たちが比較的下水道に繋ぎ込みをしたいという意識が高いというような、目前に迫っている地区について意識が高いというような、相対的な結果がでておりました。

今回、資料ナンバーの2の2ページに、詳細設計をする場所を赤い線で入れております。今、梅津議員おっしゃったとおり、結果としまして、今回この次に工事をするところを詳細設計で上げておりますので、そのすぐ下流まではもう工事が迫っている地区が優先的にこの次の設計になっておりますので、先ほどのアンケートで若干意識が高かった地区と、今回の詳細設計というのはリンクしているような状況になってございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） わかりましたか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 公共ますの新設工事が入っております。今年度は何世帯分、何口と言ったらいいのか、それがわかればお願いします。（「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 済いません、今、手元の資料では具体的に何世帯というところまでは資料を持ち合わせておりません。時間がありませんでしたら、調べた上で御紹介をしたいと思っております。済みません。

○議員（5番 横川 清一君） それで結構なんです。何口あるのか、計算式で出ると思うんですけど、305万6,000円ってあるから。今じゃなくても結構です。また後で、委員会でも結構です。

○議長（若山 征洋君） それでいい、和才課長。
ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま、議題となっております議案第14号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号平成31年度吉富町下水道事業会計予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第19. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（若山 征洋君） 日程第19、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

議案書24ページをお願いいたします。諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として、法務大臣に対し、推薦したいので意見を求める。

住所、吉富町大字小祝569番地。氏名、榎吉彦。昭和22年2月7日生まれ。

住所、吉富町大字広津51番地1。氏名、中川和生。昭和31年4月23日生まれ。

住所、吉富町大字土屋255番地。氏名、内山弘美。昭和32年4月12日生まれ。

本町人権擁護委員4名のうち3名が平成31年（2019年）6月30日をもって3年間の任期を満了します。この3名のうち、榎吉彦氏を再推薦し、和才直俊氏、奥家康子氏の後任として、新たに中川和生氏、内山弘美氏を本町人権擁護委員候補者として法務大臣に対し推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会の意見を求めるものでございます。

榎吉彦さんは高浜にお住まいで72歳。平成19年4月から委嘱され、現在4期目でございます。高浜地区の自治会長として大変人望も厚く、人権擁護委員としてあらゆる法務局の活動にも

積極的に参加され、現在は行橋人権擁護委員協議会の常務委員、子供問題部会の部会長など、重要な役職を歴任されております。

中川和生さんは、広津上にお住まいで62歳。大学を卒業後、吉富製薬株式会社、APIコーポレーションに勤務しておりました。現在、広津上の自治会長をされております。最近、高齢者や子供への虐待やいじめのニュースをよく耳にすることから、高齢者や子供の人権問題に特に強い関心をお持ちで、相談者の話を聞き、自分も勉強しながら各種相談に取り組んでいきたいと考えておられます。

内山弘美さんは、土屋にお住まいで61歳。短期大学を卒業後、母校の短期大学の職員、吉富町立保育園、幼稚園の臨時職員、豊前幼稚園の職員を経られまして、平成6年から23年間上毛町にあります障害者施設の月の輪学園に勤務され、現在は同施設の理事を務められております。

障害のある方にかかわる人権問題に強い関心をお持ちで、障害のある方に対する理解と配慮のある共生社会の実現に向けた活動に取り組んでいきたいと考えておられます。

現在、唯一の女性委員であります奥家康子さんが退任されることから、内山さんも女性委員として御活躍をいただけたらと思っております。

以上のように、3名の方は人権擁護委員として適任者であります。本町人権擁護委員候補者として、法務大臣に推薦をしたいと思っておりますので、町議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま、議題となっております諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。先ほど、担当課長から説明がありましたが、本諮問は1議案で3名の人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるものです。

質疑、討論、採決は、分離採決により行いたいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） また、採決の方法は起立により行いたいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。それでは、質疑、討論、採決は、分離採決にて、

また、採決の方法は、起立によって行うことに決定しました。

まず、榊吉彦氏についてから、質疑、討論に入ります。

榊吉彦に対して、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、榊吉彦氏について採決いたします。

榊吉彦氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立全員であります。よって、榊吉彦氏を適任とすることに決しました。

引き続き、中川和生氏について質疑、討論に入ります。

中川和生氏に対して、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、中川和生氏について採決をいたします。

中川和生氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立全員であります。よって、中川和生氏を適任とすることに決しました。

引き続き、内山弘美氏について質疑、討論に入ります。

内山弘美氏に対して、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、内山弘美氏について採決をいたします。

内山弘美氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立全員であります。よって、内山弘美氏を適任とすることに決しました。

● ● ●

日程第20. 議案第15号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（若山 征洋君） 日程第20、議案第15号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。総務課長、説明。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。議案書25ページをお願いいたします。

議案第15号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成31年3月31日限り、福岡県市町村職員退職手当組合から、ふくおか県央環境施設組合、飯塚市・桂川町衛生施設組合、浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合を脱退させ、平成31年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合にふくおか県央環境広域施設組合を加入させるとともに、福岡県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更する。

議案書26ページ、併せて新旧対照表4ページをごらんください。

福岡県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約（案）。

福岡県市町村職員退職手当組合規約（昭和36年県指令36地903号許可）の一部を次のように変更する。

別表第1嘉徳郡の項中「、ふくおか県央環境施設組合」及び「、飯塚、桂川町環境施設組合」を削り、「飯塚地区消防組合」の次に「、福岡県央環境広域施設組合」を加え、同表、その他の項中「、浮羽老人ホーム組合」及び「、東山老人ホーム組合」を削る。

別表第1は、組合を組織する地方公共団体を掲げるものでございます。

平成31年3月31日限り、ふくおか県央環境施設組合、飯塚市・桂川町衛生施設組合、浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合が解散により脱退するため、別表第1から削除し、また平成31年4月1日からふくおか県央環境広域施設組合が新規設置により加入するため、別表第1に加えるものでございます。

新旧対照表は5ページとなります。

別表第2第1区の項中「浮羽老人ホーム組合」を削り、同表第2区の項中「ふくおか県央環境施設組合」, 「飯塚市・桂川町衛生施設組合」及び「東山老人ホーム組合」を削り、「有明生活環境施設組合」の次に「ふくおか県央環境広域施設組合」を加える。

別表第2は、組合議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものでございます。

別表第1の改正理由と同様の理由で改正するものでございます。

附則、この規約は、平成31年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して、御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今の説明では、この書いている記載事項の変更だけみたいな説明だったんですが、ちょっと1点確認したいんですが、この今回の規約の変更に伴って、吉富町として例えば分担金に支障が出るとかいうことがあるのかが1点と、もう一つは、職員の退職手当組合なので、退職金の支給なんかに何か影響が出るようなことがあるのか。その2点だけちょっと確認させてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 2点とも変更はございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） お諮りいたします。ただ今、議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は、委員会付託を省略す

ることに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更については、原案のとおり可決されました。

○議長（若山 征洋君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後3時10分散会
